

令和5年度

国土地理院コンプライアンス報告書

令和6年4月

国土地理院コンプライアンス推進本部

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| I. 推進計画の実施結果と評価 | 2 |
| 1. 職員のコンプライアンス意識向上の取組 | 2 |
| (1) 研修におけるコンプライアンスに関する講義の実施 | 2 |
| (2) コンプライアンス講習会等の実施 | 3 |
| (3) コンプライアンス・ミーティングの実施 | 4 |
| (4) 発注者綱紀保持の周知徹底 | 5 |
| (5) 国家公務員倫理の周知徹底 | 6 |
| (6) 文書情報管理の周知徹底 | 7 |
| (7) 個人情報保護の周知徹底 | 7 |
| (8) ハラスメントの防止 | 8 |
| (9) コンプライアンスに関する情報提供 | 9 |
| (10) コンプライアンス指導者の養成 | 9 |
| (11) 意識調査の実施 | 10 |
| 2. 事業者との適切な対応 | 10 |
| (1) 事業者に対する発注者綱紀保持規程等の周知 | 10 |
| (2) 事業者との応接ルール等の徹底 | 11 |
| 3. 入札契約手続の見直し及び情報管理の徹底 | 12 |
| (1) 入札契約手続の見直し | 12 |
| (2) 情報管理の徹底 | 12 |
| 4. コンプライアンス関係通報窓口の周知と適正な運用 | 13 |
| 5. 監査の強化・充実 | 13 |
| 6. 取組内容の報告と事例の活用 | 14 |
| (1) 取組内容の報告 | 14 |
| (2) 好事例、推奨事例の活用 | 15 |
| (3) 他組織における不適切事案への対応の反映 | 15 |
| II. アドバイザリー委員会からの意見等 | 16 |

はじめに

平成24年10月17日、公正取引委員会から国土交通省に対し、高知県内における当省発注の土木工事に関し、「入札談合等関与行為防止法」に基づく改善措置要求がなされ、これを受けて国土交通本省において同日付けで「当面の再発防止対策について」が、また、平成25年3月14日付けで「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」が取りまとめられた。

これらを踏まえ、国土地理院では、平成25年4月に、国土地理院長を本部長とする「国土地理院コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）及び外部有識者で構成される「国土地理院コンプライアンス・アドバイザリー委員会」（以下「アドバイザリー委員会」という。）を設置し、コンプライアンス等の強化を図るため、各年度において「国土地理院コンプライアンス推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、継続的に取り組んできたところである。

本報告書は、令和5年度における推進計画の実施結果及び推進本部による評価、並びにアドバイザリー委員会からの意見を取りまとめたものである。

I. 推進計画の実施結果と評価

1. 職員のコンプライアンス意識向上の取組

(1) 研修におけるコンプライアンスに関する講義の実施

【推進計画】

- ① 原則として、国土地理院が主催する全ての階層別研修にコンプライアンスの講義を設け、関係法令に関する講義を実施し、その遵守の必要性の理解を深めるとともに、違法性の認識について理解を深める。
講義は、研修員同士が意見を出し合い、自分の身近な問題として捉え理解を深めることができるように「グループ討議」、「研修教材用動画視聴」、「セルフチェック」等を活用する。
- ② 新任の本院課長等を対象とする「課長級研修」では、外部講師を招いた講義を設けるとともに、当該講義を広く活用するため、研修員以外の管理職員（補佐相当職以上を含む。）でも受講可能なオープン講義とする。
- ③ 国土交通大学校、人事院等他機関での研修及び公正取引委員会における啓発等を目的とした研修会等にも積極的に参加する。

【実施結果】

国土地理院主催の全ての階層別研修（7研修）で、適正業務管理官等が講師となり発注者綱紀保持、公務員倫理・服務等の講義を実施し、コンプライアンス遵守に関する意識の醸成に取り組んだ。

実施に当たっては、違法性の認識をより高めるため、発注者綱紀保持の講義では、他機関等での不祥事事例を活用して事案の概要、関与行為の背景・要因、入札談合に関与した職員に対する厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰などといったペナルティ等を説明したほか、身近な問題として捉え理解が深まるよう、セルフチェックを取入れた講義や研修教材用動画を活用した。

公務員倫理・服務等に関する講義では、身近な事例を問題形式としたセルフチェックの実施やソーシャルメディアを利用する際の倫理・服務に関する注意点、利害関係者との禁止行為等を教示して、研修員のコンプライアンス意識の醸成に努めた。また、院幹部からの講話では、職務の重要性や士気高く誇りを持って職務に当たるよう発言し、公務員としての更なる自覚を促した。

国土地理院主催の研修では、97名の職員がコンプライアンスに関する講義を受講し、課長級研修では外部講師を招いてオープン講義で実施され、研修員以外の職員等も受講した。そのほか、他機関主催の延べ13件の研修で49名の職員がコンプライアンスに関する講義を受講した。

〔資料1〕

【推進本部会議の評価】

国土地理院主催の全ての階層別研修に「コンプライアンス」に関するカリキュラムを設けたことは、職員に関係法令に関する知識の付与、不祥事発生時におけるリスクについての意識を徹底させる手段として有効である。特に新規採用者へのコンプライアンス講義は、コンプライアンス意識の早期醸成が図られ、また、昇任時等の節目の機会に改めて講義を行うことは、コンプライアンス意識の浸透、知識の底上げに繋がるため、継続して実施することが重要である。

実施に当たっては、違法性の認識を高めるため、入札談合等関与行為は必ず発覚すること、関与した職員に対しては厳正な懲戒処分などのペナルティが課されること、身近な事例としてソーシャルメディアを利用する際の倫理・服務に関する注意点などを講義の中に盛り込んだことは評価でき、研修を通じた人材育成は今後も継続すべきである。

また、組織内のコンプライアンスの徹底を図るためには、日頃から、職員が自らの職責の重要性を理解し、士気高く誇りを持って職務に当たることが重要だが、その様な教育もされており評価できる。

(2) コンプライアンスに関する講習会等の実施

【推進計画】

原則として職員全員（休職者等を除く。）が、以下の講習会等に年1回以上参加する。

- ① コンプライアンスの概念や国土地理院発注者綱紀保持規程及び国家公務員倫理規程等に基づく職員としての責務、守るべき法令やルール等への正しい理解を深めるため、全職員を対象に、外部専門家等によるコンプライアンスに関する講習会等を年2回以上実施する。なお、講習会等の模様は、Web会議システムにより本院内及び地方測量部等に同時配信するとともに、動画を内部ページに掲載し、未受講者が後日視聴できる環境を整える。
- ② 地方測量部等においても、独自の開催又は他機関との共催により講習会等を実施することとする。なお、開催できない場合は、本院からWeb会議システムにより配信される講習会等を聴講することはもとより、他機関が開催する講習会等へも積極的に参加する。
- ③ 発注者綱紀保持及び公務員倫理の意義と重要性を周知し、入札関係その他の不祥事の防止を図ることを目的に、地方測量部等を対象として、本院担当職員がコンプライアンスに関する講義を実施する。

【実施結果】

外部講師によるコンプライアンスに関する講演会を2回開催し、対象者全員となる延べ836名が受講した。

6月には、公正取引委員会事務総局経済取引局から講師を招き、入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）に関するWeb講演会を開催し、独占禁止法と入札談合等関与行為防止法の概要や、過去の官製談合事件を例に入札談合等関与行為の背景・要因、入札等の公正を害した職員に対する処罰等について講義をしていただいた。後日内部ページに講習会動画を掲載し未受講者が視聴できる環境を整え、動画での視聴を含め453名が受講した。



公務員倫理講演会



講師（公務員倫理審査会）

11月には、国家公務員倫理審査会事務局から講師を招き、「国家公務員の職務に係る倫理の保持について」と題し講演会を開催した。講演会では、倫理法・倫理規程の制定の経緯、制度・運用の概要説明のほか、利害関係者との禁止行為等について、具体的な事例を用いながら問題の原因や背景及びその防止策を解説していただき、Web会議システムや後日内部ページに掲載した動画等での視聴を含め383名が受講した。

なお、国土地理院主催の上記講習会等については、年1回以上の参加を義務づけているが、全職員が受講し、129名の職員は両講演会を受講した。

また、国家公務員倫理審査会事務局主催の倫理に関するWeb講演（9月と11月の2回）、国土交通本省が主催した国家公務員倫理月間講演会（12月）では、積極的な参加を促し、地方測量部職員も含め、多数の職員が受講した。

〔資料2、2-1、2-2〕

【推進本部会議の評価】

コンプライアンスに対する意識は時間の経過とともに希薄になっていくため、定期的にコンプライアンス講習会を開催し、外部講師による専門性の高い講話を聴講することは、コンプライアンス意識を持続させる取組の一つとして有効である。過去の不祥事事例を通じてその問題を「自分事」として捉え、他の意見や考え方に触れることで、自身の価値観・倫理感の傾向と照らし合わせることは、意識啓発に効果がある。

実施に当たっては、講演会会場での開催の他、Teams での同時配信、録画動画の後日視聴ができる環境を整えるなど、働き方改革にも繋がる対応をしており評価できる。また、他機関主催の講習会等に参加するなど、なるべく多くの職員に対して、より専門的な知識を習得させる機会を設けることは、職員のコンプライアンス意識を高める上で重要である。

（3）コンプライアンス・ミーティングの実施

【推進計画】

- ① 職員相互間でコンプライアンスに関する再確認や意見交換を行うことにより、コンプライアンスに関する意識の向上を図るため、コンプライアンス・ミーティングを年1回以上実施する。なお、ミーティングは、原則として職員全員（休職者等を除く。）が参加する。
- ② ミーティングに際しては、職員が自分自身の問題として考えることができるよう、なるべく身近な事例をテーマとして選定し、職員一人一人の理解が深まるよう工夫する。
- ③ ミーティングをはじめ、様々な機会を通じて職場でのコミュニケーションを活性化し、不祥事が起きにくい風通しの良い職場環境を整備する。

【実施結果】

職場内のコミュニケーションの活性化と職員のコンプライアンス意識の向上を図るため、コンプライアンス・ミーティングを実施した。

テーマ「不当な働きかけについて」で、職員相互間で意見交換を行い、進行役によるミーティングでのまとめでは、勤務時間の内外に関わらず常にコンプライアンスを意識して行動しなければならないこと、不当な働きかけを受けた際は組織として対応することが重要であること、そのためにも常日頃から職場内のコミュニケーションを活性化させ、気軽に相談できる人間関係を構築することが最も重要であることを確認し、風通しの良い職場環境づくりに関する意識の高揚を図った。



コンプライアンス・ミーティングの様子

実施に当たっては、コンプライアンスに関しての指導的役割を担う担当者（課長補佐・地測課長等）に進行役を任せ、指導的役割に必要な能力の向上を図った。また、働き方改革の変化等も踏まえ、各職員の業務の都合や休暇・テレワーク等を考慮して実施日やグループを分割し、幹部職員を含めた全職員がミーティングに参加した。 [資料3]

【推進本部会議の評価】

コンプライアンス・ミーティングは一方的な情報発信ではなく、職員相互間での意見交換・意見共有を行うことにより双方向性が図られ、効果的な取組である。また、不正の目を小さいうちに摘み取る組織風土を醸成するため、自分事として捉えられるような身近なテーマで実施することも有効である。

風通しの良い職場作りが職員間のコミュニケーションを向上させ、更には不正の起こりにくい風土が構築されていくコンプライアンス・ミーティングの手法は、大変有効な手段であるため、引き続き継続されたい。

また、本年度計画にある「原則として職員全員（休職者等を除く。）が参加する。」との目標を、全職場において参加率100%で達成したことは評価できる。

（４）発注者綱紀保持の周知徹底

【推進計画】

- ① 国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図るために、関係法令の遵守はもとより、発注者綱紀保持規程について周知徹底を図る。
- 特に、外部の者からの不当な働きかけに関する報告のみならず、院内の他の職員による発注者綱紀保持規程違反に関する報告についても、以下の事項について、研修等において周知徹底を図る。
- 一 発注担当職員に対して、院内の他の職員が発注情報を要求する行為についても、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること
 - 二 報告は職員に課された義務であること
 - 三 報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること
 - 四 報告を怠った場合には処分があること
- ② 発注者綱紀保持に関する基本的な理解度を職員自らが確認するためのセルフチェックを行う。その結果を集計し、職員に周知することで、更なる発注者綱紀保持意識の向上を図る。なお、セルフチェックは、原則として職員全員（休職者等を除く。）が実施する。

【実施結果】

令和5年度においても、発注者綱紀保持規程、官製談合防止法、コンプライアンス推進計画に係る具体の取組等について、定例会議や研修、講習会、コンプライアンス・ミーティングにおいて職員に周知した。また、不祥事の事例「事例で学ぶコンプライアンス」を活用し、「入札談合等関与行為」の4類型のほか、国家公務員が非違行為を行うことは、職員本人はもとより、職員が所属する職場に対する信頼を損ね、更には公務員全体の信用を失うことを改めて周知し、コンプライアンスの自覚を促した。

国土地理院主催の7研修では、外部の者からの不当な働きかけに関する報告のみならず、院内の他の職員による発注情報を要求する行為についても不当な行為として発注者綱紀保持規程違反となること、職員に課せられた報告の義務や報告窓口等についても周知徹底を図った。

発注者綱紀保持に関するセルフチェックについては、Microsoft Forms を利用することで所属ごとに集約する職員の負担を軽減して実施した。対象者の実施率は100%であり、職員が回答を送信すると同時に解答と解説が示され、また、内部ページに実施状況・正誤状況について掲載し、正答率が低かった問題等を職員がいつでも見直すなどの振り返りができる環境を整えた。

〔資料4、4-1〕

【推進本部会議の評価】

関係規程等の職員への周知は、全職場において適切に行われている。

発注担当職員は、発注事務に関する秘密情報を多く保有しており、外部からの不当な働きかけを受けやすい立場にあることを踏まえ、継続的な取組が必要である。また、発注事務の綱紀の保持と違法行為の防止の観点から、発注担当職員に対する他の職員からの要求行為も違反であること、違反に関する報告は職員に課された義務であること、報告窓口等に関すること、報告を怠った場合には処分があり得ることについて、周知徹底を図ったことは評価できる。

セルフチェックについては、Microsoft Forms を活用し、回答する職員も含め担当職員の負担を軽減したこと、対象者の実施率が100%であったこと、正答率が低い設問に対してフォローアップしていることは評価できる。また、セルフチェックの実施は、更なる発注者綱紀保持意識の向上が図られるため、引き続き取り組む必要がある。

（５）国家公務員倫理の周知徹底

【推進計画】

- ① 国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、国民の信頼を確保するために、国家公務員法、国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程の遵守について、研修及び国家公務員倫理月間等の機会を通じて周知徹底を図る。
- ② 服務・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するためのセルフチェックを行う。その結果を集計し、職員に周知することで、更なる職員の倫理意識の向上を図る。なお、セルフチェックは、原則として職員全員（休職者等を除く。）が実施する。

【実施結果】

令和5年度においても、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程等の遵守について、定例会議や研修、院内広報誌等を通じて、職員に周知している。特に、国家公務員倫理月間においては、倫理審査会が作成した自習研修教材を役職（幹部・管理職員用、課長補佐級職員用、一般職員用）ごとに実施し、全職員が受講した。また、倫理管理官（院長）から職員に対し、高い倫理感と使命感を持って職務を遂行するよう、幹部職員に対しては、自らが先頭に立って公務員倫理や服務規律遵守の徹底を図り、コミュニケーションを活性化させ、部下・職員が自信と誇りをもって職務が遂行できる職場環境の整備に努めるよう、メッセージを発出した。

全職員（非常勤職員を含む。）を対象に実施した国家公務員倫理法・倫理規程に関するセルフチェックでは、基本的な理解度を職員自らが確認し、第1回目、第2回目とも100%の実施率で実施した。セルフチェックの結果は、内部ページに実施状況・正誤状況について掲載し、正答率が低かった問題等を職員がいつでも見直すなどの振り返りができる環境を整えた。なお、地理院主催（1回目）のセルフチェックでは Microsoft Forms を利用し、所属ごとに集約する職員の負担を軽減して実施した。

〔資料4-2〕

【推進本部会議の評価】

関係規程等の職員への周知は、全職場において適切に行われている。

組織のトップが、自身の前向きな意識を職員に伝え、更には、幹部職員に対し、コミュニケーションの活性化と、部下職員が自信と誇りを持って職務に遂行できるよう、職場環境の整備に努めるようメッセージを発出したことは、職員の心理的安全性が高まるほか、コンプライアンス意識の向上が期待される。

セルフチェックについては、Microsoft Forms を活用し、回答する職員も含め担当職員の負担を軽減したこと、対象者の実施率が100%であったこと、正答率が低い設問に対してフォローアップしていることは評価できる。

公務員倫理を堅持するためには、組織内の服務規律・公務員倫理遵守の意識を醸成していくこと、職員に対して倫理に関する知識を習得させることが重要なため、継続して取り組む必要がある。

（6）文書情報管理の周知徹底

【推進計画】

- ① 職員が適正に文書管理を行うために、「公文書管理の適正の確保のための取組について」等の趣旨について、研修及び国土交通省文書整理月間等の機会を通じて周知徹底を図る。
- ② 公文書管理の理解を深めるため、文書管理の自己チェックを実施する。

【実施結果】

文書管理に係る取扱いについて、各種会議において周知徹底を図った。

国土地理院主催の研修において、新任の文書管理者（25名）及び文書管理担当者（26名）に対して「適正な文書管理の推進に関する研修会」を実施したほか、研修会資料及び研修会の音声付き映像を内部ページに掲載し、職員への情報発信を行った。国土交通大学校主催の各種研修においては、36名が公文書管理に関する講義を受講した。

また、国立公文書館が開催した公文書管理研修の講義を配信した YouTube 動画の URL を職員に展開し、より専門的な知識を習得させる機会を設けた。

国土交通省文書の日（毎月23日）には、文書管理のポイントについての情報を発信するほか、公文書に関する自己点検を継続的に実施させるため、自己点検シートの活用について定期的に掲示板で周知した。国土交通省文書・情報管理月間（11月）における文書管理の点検の取組では、自己チェックシート及び公文書管理eラーニング研修を全職員が実施したほか、文書管理者に対する行政文書の管理状況の点検を実施し、行政文書の適切な管理、効率的な業務の遂行を図った。

【推進本部会議の評価】

公文書の適正な管理は行政の基本であり、公文書は健全な民主主義の根幹を支える国民共通の知的財産である。行政文書の作成・保存等は国家公務員の本質的な業務そのものであることを肝に銘じて職務を遂行する必要があることから、引き続き、適正に取り組む必要がある。

文書管理に関しては、各種会議において、公文書管理の適正な確保の取組について注意喚起を行い、研修等を通じ周知徹底を図っている。特に、文書整理月間における自己チェックシート、公文書管理eラーニング研修は全職員が実施しており、行政文書の管理に対する職員の理解がより一層深まるため評価できる。

（7）個人情報保護の周知徹底

【推進計画】

個人情報の保護の重要性と適切な取扱いについて、研修等を通じて「個人情報の保護に関する法律」等の関係法令の周知徹底を図る。

【実施結果】

個人情報取扱いのポイントとなる「個人情報の適切な管理運用の徹底について」の通知文や関係規程等について、内部ページに取りまとめて掲載し、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の促進に取り組んだ。また、新採用職員ガイダンスや普通測量業務研修等において、個人情報保護法に関する講義を行った。

メール誤送信等による個人情報漏えい防止に向けた「個人情報漏えい防止のポイント・メール編」を新たに作成し、全ての職員を対象に自己点検を実施した。

【推進本部会議の評価】

個人情報の適切な管理について研修等で注意喚起や周知徹底を図っているが、一方的な周知では、その効果は限定的である。新たに「個人情報漏えい防止のポイント・メール編」を作成し、全職員が自己点検を実施し、更なる意識付けをさせたことは評価できる。

今後も職員に対して、保有個人情報の取扱いについて理解を深めさせるため、個人情報の保護に関する意識の高揚を図る教育や啓発を、継続して取り組む必要がある。

（８）ハラスメントの防止

【推進計画】

- ① セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止について、研修及び国家公務員ハラスメント防止週間等の機会を通じて周知徹底を図る。
- ② 苦情相談員の相談窓口等について周知徹底し、相談しやすい体制の整備に努める。
- ③ セクシュアル・ハラスメントの防止の重要性に鑑み、幹部職員を対象とした講習会を実施し、原則として対象者の全職員が受講する。

【実施結果】

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止については、苦情相談の窓口を含め、定例会議等において職員に周知するとともに、国土地理院主催の5研修において、外部講師等によるハラスメントの防止に関する講義を実施し、ハラスメントに関する知識や対応能力の向上を図った。院内研修でのハラスメント防止に関する講義の受講者数は、67名であった。その他他機関主催の13研修に参加し、41名がハラスメント防止に関する講義を受講した。

また、苦情相談員専用の内部ページを開設して、マニュアルの提供や相談員向けの研修動画を配信（38名全員が受講）し、情報共有を図りながら苦情相談員と連携してハラスメント防止に取り組んでいる。

12月の「国家公務員ハラスメント防止週間」では、ハラスメントの防止対策について、より一層、組織的・効果的に取り組むことを目的に、管理者向けのハラスメント防止のための講習会、一般職員向けのハラスメント防止講演会を実施し、管理職全員を含む158名が聴講した。

〔資料1〕

【推進本部会議の評価】

ハラスメント防止の重要性に鑑み、新任管理者に対するハラスメント防止研修、管理職員向けの講習会、苦情相談員向けの研修動画の配信を実施し、それぞれ対象者が全員受講していることは評価できる。

職員一人一人がハラスメントに関する基本的な知識を習得し、ハラスメントの加害者にならないよう留意することが重要であり、日頃からハラスメントのない職場づくりに努められるよう、今後も、様々な機会を捉え注意喚起や職員の積極的な講演会等の受講など、継続的な取組を実施する必要がある。

(9) コンプライアンスに関する情報提供

【推進計画】

コンプライアンス意識の啓発を促すため、不祥事事例等の情報を、定例会議等において適宜提供する。

【実施結果】

国や地方公共団体等において、発注者綱紀保持や公務員倫理等に係る不祥事事例が発生した場合、適宜「事例で学ぶコンプライアンス」事例として院議で紹介し、本院各部・地方測量部等に資料提供した。

資料は、報道記事を引用して不祥事事例を具体的に明示し、事案発生の要因や啓発のポイント、関連する法規等を解説することにより職員が理解しやすい内容としており、定例会議やコンプライアンス・ミーティングでの補足資料等で活用されている。

兵庫県道路公社が発注した公共工事の入札情報を漏らした事例については、「入札談合等関与行為」の4類型について整理し、受注に係る秘密情報の漏えいが入札談合等関与行為防止法違反となることや、事案によっては、報道により氏名・住所が公表されることから、本人のみならず家族などにも大きな影響を与えることがある旨を解説し、より一層の綱紀粛正、コンプライアンスの保持に努めるよう注意喚起した。

また、一部の地方測量部では、地方測量部管内で発生した不祥事事例について、コンプライアンス推進責任者である部長から職員へ適宜提供し、コンプライアンス意識の啓発を促している。

〔資料5-1、5-2〕

【推進本部会議の評価】

公務員等に関する最新の不祥事事例を確認することで、職員が身近で起こりうる問題として捉え、自分自身の行動や考え方を見直す機会となるため、有効な取組である。また、関係する法規等を解説して、職員が理解しやすい内容としていることは評価でき、今後も、事案発生の要因や啓発のポイントなどを示した情報を継続的に提供し、職員の意識向上を図る必要がある。

(10) コンプライアンス指導者の養成

【推進計画】

国土交通大学校で実施している「コンプライアンス指導者養成研修」に、コンプライアンスに関する担当職員を順次受講させ、コンプライアンス指導者として必要な能力の向上を図る。

【実施結果】

国土交通大学校主催の「コンプライアンス指導者養成研修」を、契約管理官が受講した。

研修では、コンプライアンス指導者として求められる対応方法や注意点の理解を深めただけでなく、地方整備局等職員との意見交換を通じ、地域横断的な情報共有を図ることができ、大変有意義であった。

【推進本部会議の評価】

コンプライアンスに係る担当職員が、国土交通大学校主催の「コンプライアンス指導者養成研修」を受講することは、専門知識の習得とともに他機関の状況把握にも有効であることから、今後も引き続き受講させ、コンプライアンス指導者として必要な能力の向上を図る。

(11) 意識調査の実施

【推進計画】

コンプライアンス意識及び取組に関して職員へのアンケート調査を実施し、取組の効果について検証を行う。

【実施結果】

職員のコンプライアンス意識等についてのアンケート調査（504名回答）を実施し、取組の効果についての検証を行った。

98.5%の職員が常日頃からコンプライアンスを意識して行動しており、また、「コンプライアンス推進計画」の取組を実施することで、98.4%の職員がコンプライアンスの意識が向上し、98.8%の職員が、コンプライアンスに向けた取組が、十分実施されていると回答した。

効果があったと思う取組としては、ほぼ、全ての取組が同程度の数ではあったが、不祥事事例で学ぶコンプライアンス、コンプライアンス・ミーティング、セルフチェックが300人を超え、一番低いものが、階層別研修の243人であった。なお、階層別研修は、採用時や昇任時のタイミングで受講するため、その受講タイミングが離れていた職員にとっては有効ではないため、若干低かったことが予想される。

各職場における発注者綱紀保持規程や公務員倫理規程については、99%以上の職員が遵守されていると回答し、公文書や個人情報の管理については、95%以上の職員が適切に管理されていると回答した。ハラスメント防止対策の対応と、円滑なコミュニケーションについては、他の項目と比べ若干低いものの、それぞれ94.3%、92.5%の職員が適切に対応していると回答した。

また、コンプライアンスの推進に向けた取組に対し、25.8%の職員が負担と感じ、30.2%の職員が、概ねコンプライアンスが浸透しているので取組を少し減らしてもよいと回答した。

なお「コンプライアンス推進計画」に基づく取組への個別意見では、11月から12月にかけて取組が集中しており負担を感じるや、取組を平準化した方がより効果があるとする意見、継続して取り組んでいく事が重要だがマンネリ化しない取組が必要との意見がありました。

〔資料6〕

【推進本部会議の評価】

98.4%の職員が、「コンプライアンス推進計画」の取組を実施することで、コンプライアンスの意識が向上しているとしており、各種取組の有効性が確認できた。

25.8%の職員は取組について負担と感じているが、国家公務員は常にコンプライアンスを意識し、高い倫理感と使命感を持って職務を遂行し、日々綱紀粛正に取り組む必要があるため、職員の時間的都合に合わせるなどの融通性に配慮しながら、継続して取り組んでいく必要がある。

2. 事業者との適切な対応

(1) 事業者に対する発注者綱紀保持規程等の周知

【推進計画】

- ① 国土地理院ホームページに、事業者を対象とした発注者綱紀保持の取組やコンプライアンス推進計画等を掲載し、協力依頼を行う。
- ② 執務室入り口等に、発注者綱紀保持に関するポスター及び入室に当たっての協力依頼文書を掲示するとともに、測量業務の一般競争参加資格者に送付する参加資格認定通知書に、発注者綱紀保持に関する取組への協力依頼のリーフレットを同封する。

【実施結果】

事業者に対する発注者綱紀保持に関する取組への協力依頼については、国土地理院ホームページに発注者綱紀保持の取組やコンプライアンス推進計画等を掲載し、周知を図っている。

また、一般競争参加資格認定通知書にパンフレットを同封し、発注者綱紀保持に関する取組への協力依頼と、職員による入札等に関する不当な行為を確認した場合の、事業者からの情報提供も併せて依頼している。

執務室入口等の見えやすい場所に発注者綱紀保持の取組に関するポスターや、執務室への立ち入りを制限する旨を掲示し、引き続き来庁者への理解を求めるとともに、周知徹底を図った。

〔資料 7-1、7-2〕



協力依頼文書等



入室制限ポスター

【推進本部会議の評価】

事業者に対しての発注者綱紀保持に関する協力依頼については、各職場において適切に実施されている。

執務室への入室制限等の環境整備は、事業者に対する効果だけでなく職員への意識付けにも効果があるので、引き続き取り組む必要がある。

（2）事業者との応接ルール等の徹底

【推進計画】

事業者との応接に当たっては、公正かつ適正に行うとともに、国民の疑惑や不信を招かないよう必要最小限の対応に留め、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応するなど、引き続き対応ルールの徹底を図る。

【実施結果】

事業者との応接ルールについて、定例会議や研修、講習会、コンプライアンス・ミーティングにおいて繰り返し説明し周知した。

また、応接に当たっては、公平かつ適切に行うとともに、受付カウンター等のオープンな場所での対応を実施し、国民の疑惑や不信を招かないよう複数の職員により、必要最小限の対応に留めた。



受付カウンター



打合せテーブル

【推進本部会議の評価】

執務スペースと受付カウンター等のオープンスペースが分離されており、国民の疑惑や不信を招かない対応がされている。なお、これらの対応ルールは、組織のみならず職員個人を守るためにも重要であることから、引き続き徹底されたい。

3. 入札契約手続の見直し及び情報管理の徹底

(1) 入札契約手続の見直し

【推進計画】

不正が発生しにくい入札契約制度の見直しを継続して実施する。

- ① 予定価格の決定をできる限り開札日直近とし、予定価格漏えいの防止を図る。
- ② 総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離を進め、両方の情報を知る機会とその情報を知る者の数を限定するとともに、国土地理院総合評価技術審査会において発注案件ごとに技術審査・評価業務の実施体制をチェックすることにより、コンプライアンスの更なる徹底を図る。

【実施結果】

予定価格の漏えい防止を図るため、予定価格調書の作成時期を可能な限り開札日の前日又は前々日とし、決定後は金庫等で厳重に管理した。

総合評価落札方式における情報漏えい防止のため、積算業務と技術審査・評価業務の分離を進め、令和5年4月から令和5年12月までの総合評価落札方式による発注74件全て(100%)において業務の分離を行った。分離に際しては、国土地理院総合評価技術審査会において、発注案件ごとに、担当部署における業務の実施体制の報告を求め、その適否を確認するとともに、情報漏えい防止の注意喚起を行いコンプライアンスの徹底を図った。また、技術提案書についても業者名のマスキングを徹底し、特定の業者に対する不公正な評価を防止した。

【推進本部会議の評価】

発注事務に対する国民の信頼を確保するため、不正行為が発生しにくい効果的な入札契約制度の見直しを、継続して取り組む必要がある。

予定価格調書の作成を開札日直近に行うことは、業務の進行管理に労力を要することになるが、予定価格の漏えい防止には効果があり、重要な対策である。

積算業務と技術審査・評価業務は分離を原則とし、分離が困難な業務については、引き続き情報漏えいの防止策を講じていくことが必要である。

(2) 情報管理の徹底

【推進計画】

- ① 「発注情報管理マニュアル」を周知徹底し、発注事務に関する情報管理の徹底を図る。
- ② 「発注情報管理マニュアル」2. 情報の適切な管理(4)に規定する「発注事務に関する書類の管理その他発注事務に関する情報への不正なアクセスの予防」について、発注担当職員所属長が行う調査・点検の周知徹底を図る。

【実施結果】

「発注情報管理マニュアル」の遵守について、研修等により周知徹底を図ったほか、情報管理の実施状況に関しては、地方測量部等においては分任物品管理官定期検査の際の調査項目として、本院においては監査官室と連携し、本院定期監査の際の調査項目とし、確認した。

発注事務に関する秘密情報については、管理方法・管理場所の明確化、業務上取り扱う担当職員の明確化、情報の種類ごとの管理責任者を明確化し、更には、秘密情報を施錠可能な書庫等での保管、業務上取り扱う担当職員以外が閲覧できないようアクセス制限及びパスワード設定されたフォルダで保管し、情報管理を徹底している。また、契約担当部署への手続の際は、メール誤送信による情報漏えいを防ぐため、発注情報を USB 等により受け渡すなどの措置も講じている。

【推進本部会議の評価】

発注事務に関する情報管理は秘密情報の漏えい防止の重要な対策であり、「発注情報管理マニュアル」に沿って適切に情報管理が行われているか、定期的に点検を実施する必要がある。

また、管理責任者の明確化やアクセス制限など、情報管理に資する実効性のある環境整備も、引き続き適切に図って行く必要がある。

4. コンプライアンス関係通報窓口の周知と適正な運用

【推進計画】

通報窓口への通報は、違反行為の未然防止や事態の深刻化を回避する正しい行為であること、通報した職員は不利益にならないことを十分に周知し、通報しやすいよう取り組む。また、通報があった場合には、通報者の保護等を徹底した上で迅速かつ的確な対応を行う。

【実施結果】

職員が発注者綱紀保持規程、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程等に抵触すると思慮する事実を確認したとき、メール等で通報できる窓口を設置している。

コンプライアンス関係通報窓口への通報については、その重要性及び通報した職員が不利益な取扱いを受けることがないことについて、研修等において繰り返し説明することで周知した。

また、より通報しやすい環境を整えるため、外部通報窓口の連絡先等についても、併せて繰り返し周知した。

なお、令和5年度において、コンプライアンス通報窓口への通報はなかった。

【推進本部会議の評価】

通報制度が適正に運用され、組織内に認知されることにより、違反行為の早期発見や抑止効果が期待される。また、不正行為を見聞きした職員が、ためらうことなく報告できる制度となっており評価できる。

通報は違反行為の未然防止や事態の深刻化を防ぐために有効であるため、今後も引き続き周知徹底に取り組んでいく必要がある。

5. 監査の強化・充実

【推進計画】

令和5年度定期監査実施計画において、コンプライアンスの取組状況等を重点事項に掲げ監査を実施するとともに、監査対象部の本院部長、地方測量部長等管理職員及び発注担当職員に対し、コンプライアンス認識の個別ヒアリングを行う。

【実施結果】

令和5年度定期監査実施計画に基づき、本院（総務部、企画部、測地部、測地観測センター、地理地殻活動研究センター）及び地方測量部（北海道、関東、北陸、中部、四国）において、監査の重点項目としたコンプライアンスの徹底に関する取組について監査を実施した。

服務規律遵守の取組では、「義務違反防止ハンドブック」の職場回覧や、「国家公務員倫理教本」及び「国家公務員倫理カード」を配付するなどして、服務規律遵守の意識を高めるとともに、日常的に高い倫理観と使命感を持つよう促していた。

職員のコンプライアンス意識向上の取組は、推進計画に基づき適切に実施されていた。講習会等にやむを得ず参加できない職員がいた場合は、後日、内部ページに掲載された当日の講演動画の視聴を促すなど声掛けがされていた。コンプライアンス・ミーティングは、課室ごとにグループ分けするなど、全員が参加できるよう工夫して実施されていた。セルフチェックは、他人事とにならないよう身近な具体的テーマにより実施し、職員自らが規則やルールの再確認を行っていた。

入札・契約手続については、発注事務に関する紙媒体の書類は施錠できる文書棚で保管し、電子データはパスワードにより保護した上で、担当者のみがアクセスできる状況にするなど、発注情報管理の徹底が図られていた。

事業者との対応については、ホームページに発注者綱紀保持の取組やコンプライアンス推進計画等を掲載して協力を求めた上、全ての部署で執務室入口や受付カウンターに発注者綱紀保持のポスター及び執務室内への立入りを制限する旨の掲示をしていた。さらに、事業者と応対する際は、原則として受付カウンターや打合せテーブル等オープンな場所で複数の職員が対応するなど、対応ルールが徹底されていた。

また、本院の部長、地方測量部等の管理職員及び発注担当職員に、コンプライアンスの認識に関する個別ヒアリングを実施した結果、全員が関係法令等の遵守について正しく理解しており、日常的に意識しながら職員の指導や発注業務を行った上、積極的にコミュニケーションを図り、職員同士が相互の理解を深めて信頼関係を築き、自分の意見や考えを誰に対しても安心して言える、風通しの良い職場環境づくりに取り組んでいることを確認した。

【推進本部会議の評価】

コンプライアンスの取組状況等に関する監査は適切に実施されている。さらに、本院の部長、地方測量部の管理職員及び発注担当職員に個別ヒアリングを実施し、各取組が適切に実施されていること、積極的にコミュニケーションを図り、風通しの良い職場環境づくりに取り組んでいることを確認したことは評価できる。

地方整備局等では、入札談合や発注情報漏えい等の不祥事案が今なお発生しており、国土地理院の職員が同様の不祥事を起こさないためには、組織の士気を高めるとともに、コンプライアンス意識の更なる高揚に取り組むことが重要であることから、引き続き監査の重点項目として検証していく必要がある。

6. 取組内容の報告と事例の活用

（1）取組内容の報告

【推進計画】

推進責任者は、地方測量部等における本推進計画の実施状況について本部長に報告するとともに、推進本部と意見交換を適宜行う。

【実施結果】

各地方測量部等の取組について、上半期の中間報告、年度末の最終報告ともにコンプライアンス推進責任者（地方測量部長及び沖縄支所長）から適切に報告されている。本院から指示した取組を工夫して実施した様子や、地方測量部等独自の取組も報告されている。

【推進本部会議の評価】

コンプライアンス推進本部において、地方測量部等における取組を含めて報告することは、本院だけでなく他の地方測量部等の参考となり、一層コンプライアンスの推進を図ることとなるので評価できる。

引き続き推進責任者の負担を軽減するよう工夫しながら、本推進計画を進めてほしい。

（２）好事例、推奨事例の活用

【推進計画】

各所属で実施したコンプライアンス推進に係る取組のうち、好事例、推奨事例と判断される取組については、他の所属でも積極的な活用が図られるよう院内に水平展開し、更なるコンプライアンス推進の強化を図る。

【実施結果】

好事例、推奨事例と判断されるコンプライアンス推進に係る取組については、積極的な活用を図り、更なるコンプライアンス推進に努めている。

昨年度の本院で好事例、推奨事例として紹介された1 on 1 ミーティングが、今年度二つの地方測量部で活用され、日頃から相談しやすい雰囲気作りや職場内の状況把握に努め、双方向の良好なコミュニケーションを通じて風通しの良い職場を構築していた。

【推進本部会議の評価】

各所属において、コンプライアンス推進に係る好事例となる取組を活用していくことは、コンプライアンスを推進する上で有用である。今後も引き続き積極的に共有・活用すべきである。

（３）他組織における不適切事案への対応の反映

【推進計画】

他組織において発生した不適切事案について対応策が講じられる場合には、当院における取組に適切に反映させる。

【実施結果】

地方整備局等での不適切事案を受けて発出された報告書を踏まえ、入札・契約手続運営委員会等で使用する資料において、業者名をマスキングして情報管理を徹底した。

理由のない意図的な契約の分割の禁止、契約担当課による見積の徴収など、契約担当課と業務担当課の適切な役割分担に基づく契約手続の適正化について、確認・徹底した。

【推進本部会議の評価】

他組織において発生した不適切事案について、その対応策を取り入れ反映することは、コンプライアンスの推進・保持するための有効な手段である。公正な入札を担保するための情報管理を徹底し、有効な対応策は当院における取組に適切に反映させ、継続的に再発止に取り組む。

Ⅱ. アドバイザリー委員会からの意見等

今年度も充実したコンプライアンスの取組が実施されている。

コンプライアンス意識及びコンプライアンス推進計画の取組についての職員アンケートは良い取組である。ネガティブな意見を軽視せず吸い上げるコンセプトも良い。今後は、職員が負担と感じている取組やその理由を深掘りし、アンケート結果を踏まえた改善を実施しながら、今後も3年間隔程度で調査・検証し継続して取り組んでいただきたい。

また、各種取組について、今後もデジタルツールを有効に活用して、職員の負担を軽減して実施されたい。

ハラスメント関係などは、他機関も含めた相談窓口が用意されていてもなかなか言えないことがよくある。弁護士への相談も有効であるため、その様なアプローチも検討されたい。

令和 5 年度研修におけるコンプライアンス講義の実施状況

<国土地理院 主催>

| 実施日 | 研修名 | 講義テーマ | 講師 | 受講者数 |
|----------|------------|-------------------|---------|------|
| R5.4.4 | 業務 | コンプライアンスについて | 適正業務管理官 | 3 |
| R5.4.5 | 新採用職員ガイダンス | コンプライアンスについて | 適正業務管理官 | 11 |
| R5.4.5 | 新採用職員ガイダンス | 服務・公務員倫理・勤務時間・WLB | 人事課管理係長 | |
| R5.6.6 | 補佐 | 国家公務員倫理・服務・WLB | 人事計画官 | 17 |
| R5.6.8 | 補佐 | コンプライアンス（発注者綱紀保持） | 適正業務管理官 | |
| R5.6.20 | 係長 | コンプライアンス（発注者綱紀保持） | 適正業務管理官 | 20 |
| R5.6.23 | 係長 | 国家公務員倫理・服務・WLB | 人事課長補佐 | |
| R5.10.2 | 新採用職員ガイダンス | 公務員倫理 | 人事課管理係長 | 1 |
| R5.10.2 | 新採用職員ガイダンス | コンプライアンス | 総務課企画係長 | |
| R510.6 | 中堅係員 | 国家公務員倫理・服務・WLB | 人事課管理係長 | 16 |
| R510.6 | 中堅係員 | コンプライアンス（発注者綱紀保持） | 総務課企画係長 | |
| R510.24 | 課長級 | コンプライアンス（発注者綱紀保持） | 外部講師 | 14 |
| R510.24 | 課長級 | 服務・公務員倫理・WLB | 人事課長 | |
| R6.3.7 予 | 普通測量業務 | コンプライアンス | 総務課企画係長 | 15 |
| R6.3.7 予 | 普通測量業務 | 服務・公務員倫理 | 人事課管理係長 | |

15件 97名

<国土交通大学校 主催>

受講研修数 12件

受講者総数 46名

<人事院 主催>

受講研修数 1件

受講者総数 3名

令和 5 年度研修におけるハラスメントの防止に関する講義の実施状況

<国土地理院 主催>

| 実施日 | 研修名 | 講義テーマ | 講師 | 受講者数 |
|----------|------------|---------------------|---------|------|
| R5.6.8 | 補佐 | 職場におけるハラスメントの防止 | 外部講師 | 17 |
| R5.6.21 | 係長 | 職場におけるハラスメントの防止 | 外部講師 | 20 |
| R510.24 | 課長級 | 管理職に求められるハラスメント防止対策 | 外部講師 | 14 |
| R5.10.2 | 新採用職員ガイダンス | ハラスメントの防止 | 人事課管理係長 | 1 |
| R6.3.7 予 | 普通測量業務 | ハラスメントの防止 | 人事課管理係長 | 15 |

5件 67名

<国土交通大学校 主催>

受講研修数 8件

受講者総数 35名

<人事院 主催>

受講研修数 5件

受講者総数 6名

コンプライアンスに関する講習会

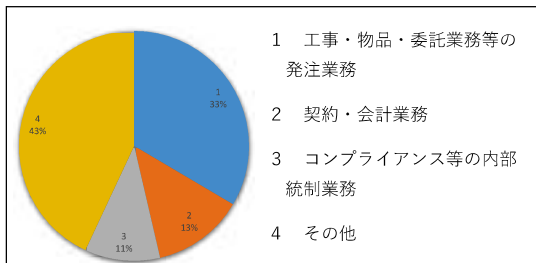
| 所 属 名 | 6/5 入札談合 | | | | 11/29 公務員倫理 | | | | | 未 受 講 者 | 両 講 習 会 受 講 者 |
|--------------|----------|-----------|----------|-----|-------------|----|-----------|----------|-----|------------------|---------------------------------|
| | 対象 職員 | web 会議 | 動画 視聴 | 計 | 対象 職員 | 会場 | web 会議 | 動画 視聴 | 計 | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 総務部 | 141 | 70 | 11 | 81 | 137 | 15 | 55 | 15 | 85 | 0 | 27 |
| 総務課 | 37 | 29 | 0 | 29 | 33 | 5 | 8 | 4 | 17 | 0 | 11 |
| 政策課 | 8 | 7 | 0 | 7 | 8 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 1 |
| 人事課 | 17 | 9 | 0 | 9 | 17 | 4 | 5 | 1 | 10 | 0 | 2 |
| 会計課 | 20 | 6 | 1 | 7 | 20 | 3 | 10 | 1 | 14 | 0 | 1 |
| 契約課 | 26 | 9 | 7 | 16 | 26 | 0 | 19 | 0 | 19 | 0 | 9 |
| 厚生課 | 15 | 5 | 1 | 6 | 15 | 2 | 3 | 5 | 10 | 0 | 1 |
| 広報広聴室 | 18 | 5 | 2 | 7 | 18 | 1 | 8 | 4 | 13 | 0 | 2 |
| 企画部 | 61 | 34 | 3 | 37 | 61 | 1 | 15 | 13 | 29 | 0 | 5 |
| 測地部 | 51 | 31 | 0 | 31 | 50 | 1 | 32 | 4 | 37 | 0 | 19 |
| 地理空間情報部 | 61 | 29 | 19 | 48 | 63 | 2 | 14 | 6 | 22 | 0 | 7 |
| 基本図情報部 | 107 | 84 | 0 | 84 | 106 | 0 | 43 | 1 | 44 | 0 | 20 |
| 応用地理部 | 52 | 21 | 1 | 22 | 51 | 1 | 31 | 6 | 38 | 0 | 9 |
| 測地観測センター | 38 | 7 | 0 | 7 | 38 | 0 | 29 | 2 | 31 | 0 | 0 |
| 地理地殻活動研究センター | 31 | 11 | 8 | 19 | 28 | 0 | 9 | 5 | 14 | 0 | 4 |
| 北海道地方測量部 | 19 | 11 | 3 | 14 | 19 | - | 10 | 1 | 11 | 0 | 6 |
| 東北地方測量部 | 19 | 14 | 0 | 14 | 19 | - | 2 | 4 | 6 | 0 | 1 |
| 関東地方測量部 | 21 | 8 | 4 | 12 | 21 | - | 4 | 5 | 9 | 0 | 0 |
| 北陸地方測量部 | 16 | 13 | 0 | 13 | 16 | - | 5 | 2 | 7 | 0 | 4 |
| 中部地方測量部 | 17 | 10 | 0 | 10 | 17 | - | 11 | 0 | 11 | 0 | 4 |
| 近畿地方測量部 | 19 | 12 | 0 | 12 | 19 | - | 9 | 3 | 12 | 0 | 5 |
| 中国地方測量部 | 17 | 9 | 0 | 9 | 17 | - | 5 | 6 | 11 | 0 | 3 |
| 四国地方測量部 | 15 | 9 | 6 | 15 | 15 | - | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 九州地方測量部 | 19 | 17 | 1 | 18 | 19 | - | 7 | 1 | 8 | 0 | 7 |
| 沖縄支所 | 7 | 7 | 0 | 7 | 7 | - | 7 | 0 | 7 | 0 | 7 |
| 院 合計 | 711 | 397 | 56 | 453 | 703 | 20 | 289 | 74 | 383 | 0 | 129 |

延べ 836 名

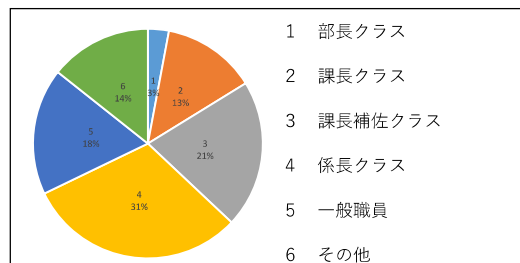
令和5年度 コンプライアンス講習会等実施状況

1. 演 題 入札談合の防止に向けて ～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～
 2. 開催日時 令和5年6月5日(月) 13:30～15:00
 3. 視聴方法 Transによるライブ配信
 4. アンケート内容別内訳 1  2  3  4  5  6 

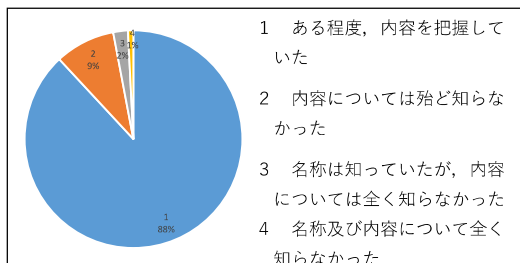
(1) 貴職が担当されている業務の内容をお聞かせください。



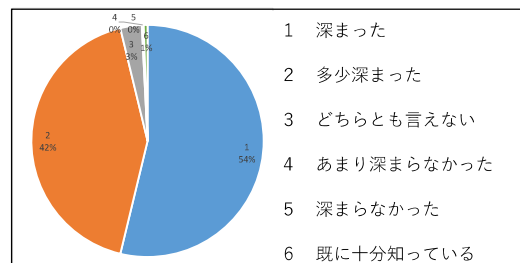
(2) 貴職のご役職をお聞かせください。



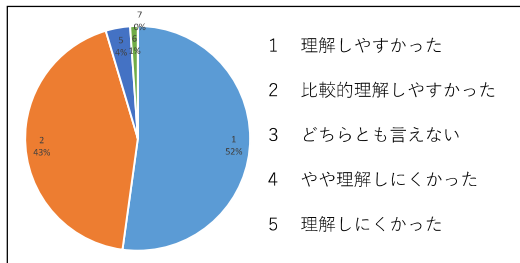
(3) 入札談合の防止及び入札談合等関与行為防止法についての知識は、研修会の出席前ほどの程度ありましたか。



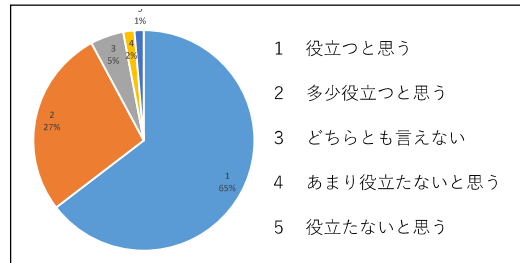
(4) 研修会への出席により入札談合の防止及び入札談合等関与行為防止法についての理解が深まりましたか。



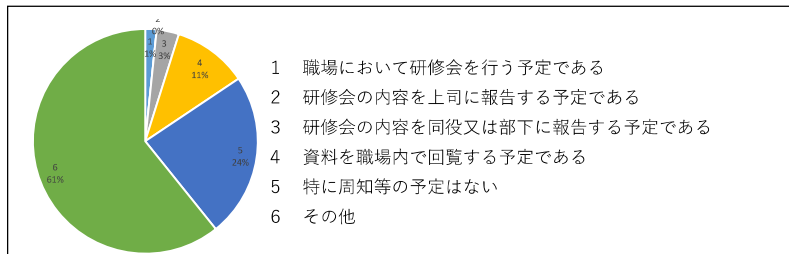
(5) 研修会の内容は理解しやすいものでしたか。



(6) 研修会の内容は、今後の業務で役立つと思いますか。



(7) 今回の研修会后、職場において、研修会の内容(入札談合の防止・入札談合等関与行為防止法)の周知等を行う予定はありますか。



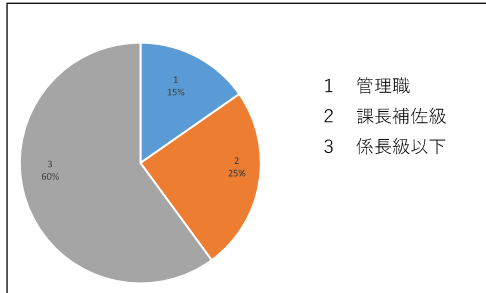
(8) その他、研修会に関する御意見等ございましたら御記入ください。

- ・このような研修は、講師も言っていたように毎年定期的、継続的に実施することが大事である。次回も積極的に受講したい。
- ・毎年コンプライアンスの講習を行っていても、毎年入札談合防止法違反の事例が発生していることに驚いた。人ごとではなく自分の身に起こりうることとして意識するためどうしたらよいか考えてみたい。
- ・談合に関与した事例だけでなく、関与を求められて応じなかった場合などの談合等防止の成功事例の紹介があるともっと参考になりそうと感じた。
- ・コンプライアンス対策について、自分ごととして対策への重要性を改めて感じた。
- ・本アンケートを Microsoft Forms で実施していただくと、より回答しやすいです。

令和5年度 倫理講演会等実施状況

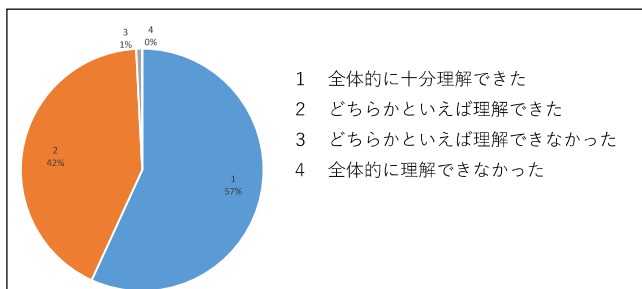
1. 演 題 国家公務員の職務に係る倫理の保持について
2. 開催日時 令和5年11月29日（水） 13:30～15:00
3. 場 所 大会議室 及び Web会議システム (Teams)
4. 参加者数 会場：23名 Web会議システム：289名 合計312名
5. アンケート内容別内訳 1 ■ 2 ■ 3 ■ 4 ■

(1) 参加者の役職段階

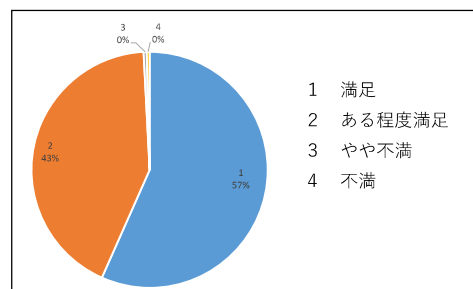


(2) 今回の研修に対する評価をお聞かせください。

〔理解度〕



〔満足度〕



上記のとおり評価した理由や改善点などありましたら、自由にご記入をお願いします。

- ・ケーススタディの模範解答を聞いて、倫理的対応の難しさを改めて感じました。
- ・スライドも分かりやすく、web参加でも理解できました。
- ・知っている内容が多かったが、繰り返し受講することが重要なのかと思いました。
- ・事例が具体的で自分の身に置き換えて考えることができ、大変有意義な講義でした。
- ・ケーススタディがあり、ほかの方と話し合うことにより、違った気づきもあり、より理解を深めることが出来た。

令和5年度 コンプライアンス・ミーティング実施状況

(実施期間: 令和5年7月24日～令和5年9月29日)

| 部課名 | 実施日 | 対象者 | テーマ | 参加人数 (率) (参加者数/全職員) | | 備考 |
|--------------|------------------------------------------|-----|-------------|------------------------|--------|-----------|
| | | | | | | |
| 総務部 | 7/26,27,28,31、8/2,3,8,9,10,22、 9/7,11 | 全職員 | 不当な働きかけについて | 136 / 136 | 100.0% | |
| 企画部 | 7/31、8/1,4、 9/1,8,14,15 | | | 62 / 62 | 100.0% | |
| 測地部 | 8/4,10,24、9/8 | | | 51 / 51 | 100.0% | |
| 地理空間情報部 | 8/10,15,31、9/6,13,19 | | | 62 / 62 | 100.0% | |
| 基本図情報部 | 7/31、8/1,2,8,9,15,31、9/5,6 | | | 107 / 107 | 100.0% | |
| 応用地理部 | 8/22,24,28,29,31、9/11 | | | 51 / 51 | 100.0% | |
| 測地観測センター | 7/26、9/5,14,29 | | | 38 / 38 | 100.0% | |
| 地理地殻活動研究センター | 7/26,27,28、8/3 | | | 30 / 30 | 100.0% | |
| 本院計 | | | | | | 537 / 537 |
| 北海道地方測量部 | 8/17,28 | 全職員 | 不当な働きかけについて | 18 / 18 | 100.0% | |
| 東北地方測量部 | 8/21,22 | | | 19 / 19 | 100.0% | |
| 関東地方測量部 | 8/2,7 | | | 21 / 21 | 100.0% | |
| 北陸地方測量部 | 9/6,7,8 | | | 16 / 16 | 100.0% | |
| 中部地方測量部 | 8/29、9/4 | | | 16 / 16 | 100.0% | |
| 近畿地方測量部 | 8/1,2 | | | 19 / 19 | 100.0% | |
| 中国地方測量部 | 8/8,17 | | | 17 / 17 | 100.0% | |
| 四国地方測量部 | 8/25,28 | | | 15 / 15 | 100.0% | |
| 九州地方測量部 | 8/29,30、9/11 | | | 19 / 19 | 100.0% | |
| 沖縄支所 | 7/26 | | | 7 / 7 | 100.0% | |
| 地測計 | | | | 167 / 167 | 100.0% | |
| 合計 | | | | 704 / 704 | 100.0% | |

ミーティングテーマ 【不当な働きかけについて】

A係長は〇〇部××課の係長であり、測量などの発注業務を担当している。

ある日、A係長とB課長は、◇◇測量業務を受注している□□測量会社のC主任技術者と、当該業務に係る打合せを行い、その後、A係長が一人で会議室内の書類を片付けていたところ、Cさんが戻ってきて雑談を始めたので、対応した。

すると、Cさんから「昨年、△△地区の測量業務を私どもで施工しましたが、今年も△△測量業務の発注は秋頃ですかね。」との話があったため、A係長は「その発注は公表前であり教えられない。」と答えた。

Cさんは、更に「うちの会社も人員が限られている中で、技術者の配置に困っている。その発注が遅い時期と分かれば、昨年の測量業務に携わった者を今年も配置させ、それまでの期間は別の測量へ配置できるなど、お互いにメリットがある。」と話し掛けてきたり、公表前の測量業務に関する情報についてしつこく聞いてきたが、A係長がそれを断り続けたので、Cさんは「そうですか。。。』と一言残し、あきらめて帰っていった。

A係長は、Cさんの行為が発注者綱紀保持規定に反する「不当な働きかけ」に該当するかもしれないと考えたが、自分は発注情報をCさんに話していないし、Cさんも、あきらめて帰っていったので、特にトラブルにはなっておらず、課長への報告はいらないと判断し、課長へ報告はしなかった。

【問題】

- (1) A係長（及びB課長）とC主任技術者は、利害関係者にあたるのか。
- (2) A係長が一人でC主任技術者と会議室内で雑談することに問題はなかったか。
また、会議室で利害関係者と応対する場合のルールはあるか。
- (3) C主任技術者の行為は「不当な働きかけ」に該当するのか。
A係長がその判断に悩む場合は、どのように行動すれば良いか。
- (4) A係長は、どのように行動すべきだったのか。

発注者綱紀保持等の周知徹底

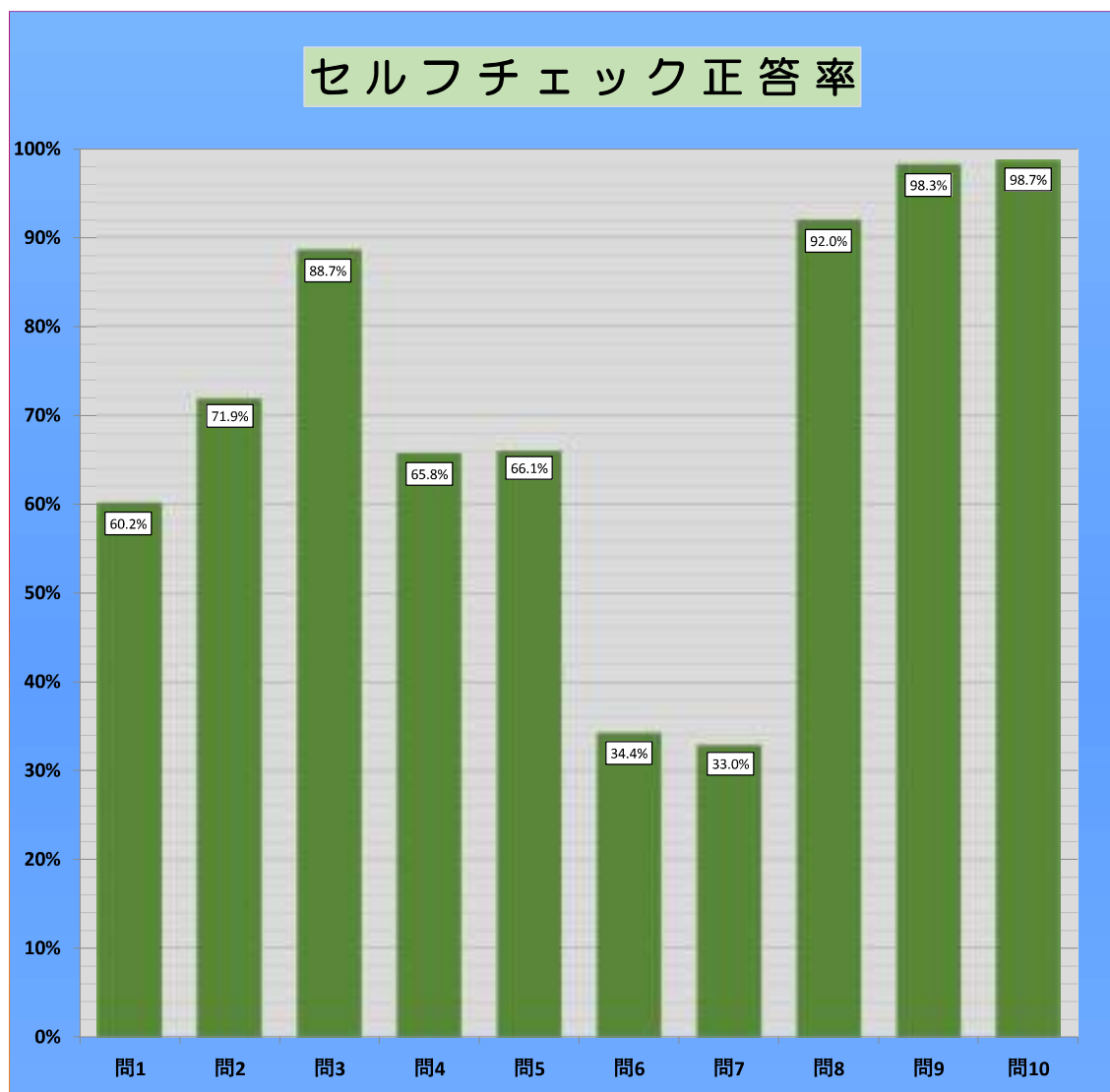
| 所属 | 主な取組 |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本院 | <ul style="list-style-type: none"> ・発注者綱紀保持、コンプライアンス推進計画に係る具体的取組について、定例会議等において周知した。 ・院内研修で、コンプライアンスに関する科目（官製談合防止法、発注者綱紀保持規程、国家公務員倫理規程等）を取り入れ実施した。 ・院内研修でのコンプライアンスに関する講義をする際は、関係法令の説明だけでなく、違法性の認識を高めるため、厳正な懲戒処分、損害賠償請求及び刑事罰等のペナルティが課される内容を盛り込んだ。 ・外部講師によるコンプライアンス講習会については、Web会議システムを使い、本院及び地方測量部等に同時配信し、視聴を促した。 ・セルフチェックは、他人事とならないよう身近な具体的テーマにより実施し、職員自らが規則やルールの再確認を行った。 ・入札・契約手続きについては、発注事務に関する紙媒体の書類は施錠できる文書棚で保管し、電子データはパスワードにより保護した上で、担当者のみがアクセスできる状況にするなど、発注情報管理の徹底を図った。 ・予定価格調書の作成時期を、極力後ろ倒しにして、予定価格漏洩の防止を図った。 ・全ての部署で執務室入口や受付カウンターに発注者綱紀保持のポスター及び執務室内への立入りを制限する旨の掲示をするほか、事業者と対応する際は、オープンな場所で複数の職員が対応するなど、対応ルールを徹底した。 |
| 北海道地方測量部 | <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスに関する部内周知の機会を捉え、発注者綱紀保持規程、国家公務員倫理、通報窓口等を周知した。 ・執務室内への入室を制限するため入口2箇所に看板を設置するほか、事業者と対応する際は、複数職員により事業者の声が他の職員にも聞こえるようなオープンな場所に対応することを徹底した。 |
| 東北地方測量部 | <ul style="list-style-type: none"> ・「不祥事・不正行為の具体的事例の情報提供」を周知し、意識を高めるよう徹底した。 ・発注に関する情報は必要最低限の者のみで共有し、予定価格調書の作成は、すべての案件において開札の前日に実施した。 |
| 関東地方測量部 | <ul style="list-style-type: none"> ・義務違反防止ハンドブック、国家公務員倫理教本、国家公務員倫理カードをメールで周知し、服務規律遵守の意識向上を図った。 ・コンプライアンス・ミーティングの実施の際に、事業者との応接ルール等や通報窓口について周知した。 |
| 北陸地方測量部 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報の適切な管理、漏洩防止のため、発注情報管理マニュアルの周知及び規定された措置の徹底等の各取組を実践した。 ・「事例で学ぶコンプライアンス」を周知するほか、北陸地測管内で起きたコンプライアンス違反（不祥事）案件について情報提供した。 |

| 所属 | 主な取組 |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中部地方測量部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常業務の中で文書管理に疑問が生じた都度、関係職員で相互確認を行うと共に、必要に応じ部内周知した。また、文書管理担当者においてシステム登録内容のチェックを徹底した。 ・ 管理職員あてにハラスメント防止にかかる内部ページ資料や人事院資料の再確認を依頼するほか、部長と職員全員が1 on 1ミーティングを実施し、日頃から相談しやすい雰囲気作りを行った。 |
| 近畿地方測量部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本院主催の公務員倫理講演会について、部長からも積極的に受講するよう周知した。 ・ 日々のコミュニケーションの中で、事業者との応接ルールなどを確認しあっているほか、コンプライアンス・ミーティングにおいても、内部・外部通報窓口の活用を含め、発注者綱紀保持の周知徹底を行った。 |
| 中国地方測量部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 発注にかかる手続は必ず複数人で共有し、コンプライアンス違反がないかお互いに確認した。 ・ コンプライアンス意識や情報管理の徹底について、部内における各種会議等の機会を捉えて、繰り返し周知した。 |
| 四国地方測量部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 四国行政評価支局主催の「令和5年度情報公開・個人情報保護・公文書管理制度の運用に関する研修」の受講を促した。 ・ コンプライアンスミーティングの際、職員全員で事業者との応接ルールについて再確認し、ルール遵守の徹底を図った。 |
| 九州地方測量部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ メール等により文書情報管理の周知徹底を実施するとともに、今年度を通して共有サーバーにある電子文書の整理を実施した。 ・ 機会を捉えて、個人情報を含む情報の適切な取扱いについて周知徹底を行った。 |
| 沖縄支所 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄支所独自の取組として、沖縄県那覇警察署交通対策課の警部補職員を講師として招聘し交通安全講習会を開催し、所内職員の交通法規に係るコンプライアンス意識の更なる向上を図った。 ・ 期首面談、期末面談時に、ハラスメント事案の確認、ハラスメント事案の可能性がある場合は、遠慮せず、報告いただくよう周知した。 ・ コンプライアンス関係通報窓口への通報については、その重要性及び通報した職員が不利益な取扱いを受けないことについて、学習時等に繰り返し説明した。 |

令和5年度 発注者綱紀保持セルフチェック結果

- 実施期間 令和5年11月1日(水)～11月10日(金)
- 対象者 全職員(非常勤職員を含む)
- 回答者数 716名 【回答率 100% (長期休業者等除く)】
- 設問毎の正答率

| 設問 | 問1 | 問2 | 問3 | 問4 | 問5 | 問6 | 問7 | 問8 | 問9 | 問10 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 正答者 | 431 | 515 | 635 | 471 | 473 | 246 | 236 | 659 | 704 | 707 |
| 正答率 | 60.2% | 71.9% | 88.7% | 65.8% | 66.1% | 34.4% | 33.0% | 92.0% | 98.3% | 98.7% |



■正答率が特に低かった問題

| | | |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 問6 | 上司である係長が公表前の発注計画を、特定の業者に情報提供していたのを目撃した。係長の行為は発注者綱紀保持規程に抵触すると思い、発注者綱紀保持担当者に電話で報告をした。 | 正解者 246名 |
| 問7 | 事業者等から不当な働きかけを受けたので、応じられない旨の返答をした。この場合、併せて相手方にこのような働きかけについては、記録、公表される旨も必ず伝えなければならない。 | 正解者 236名 |

※ 問題、解答及び解説につきましては、別紙を御覧ください。

発注者綱紀保持セルフチェックシート 【解答と解説】

202311

※ 発注者綱紀保持規程は「規程」、発注者綱紀保持マニュアルは「マニュアル」と示しています。

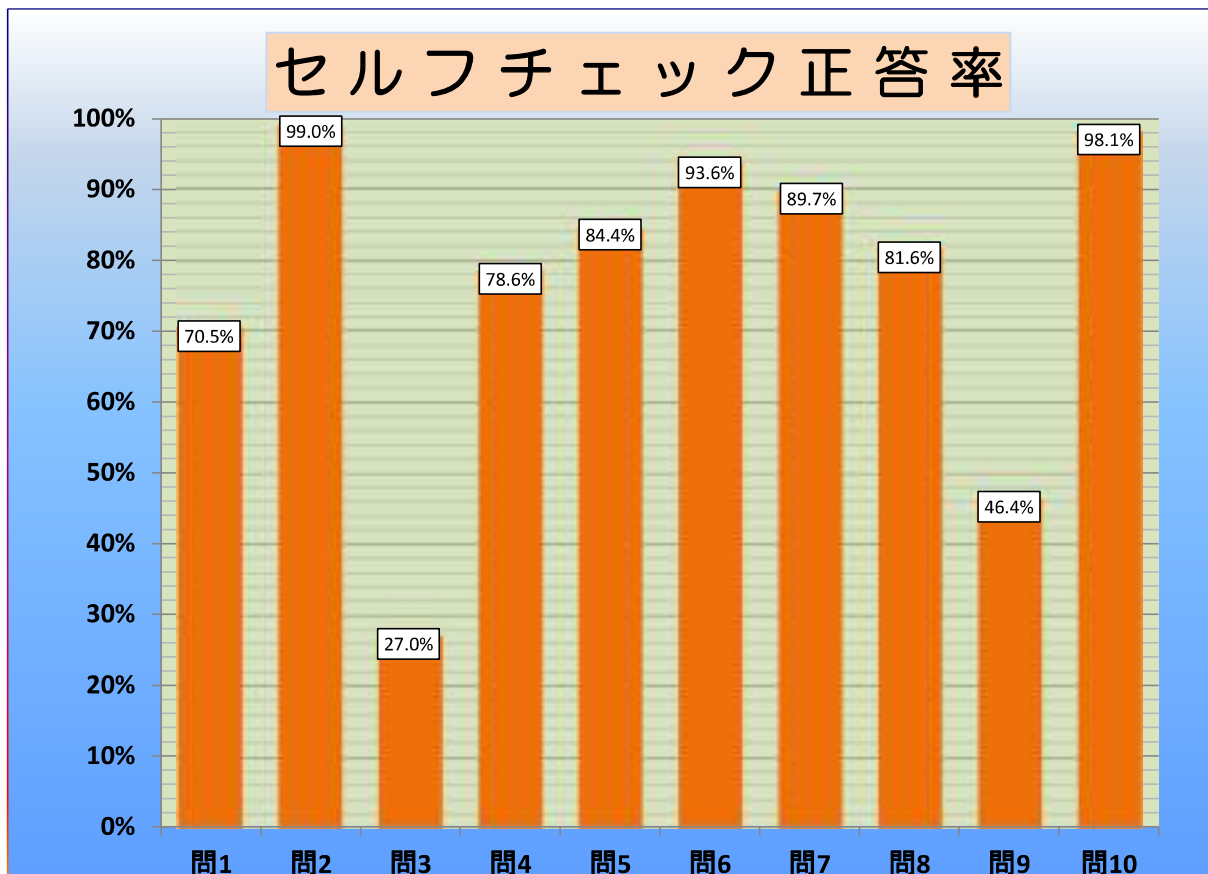
詳細については内部ページ<<http://naibu.gsi.go.jp:8080/htdocs/kairan/01soumu/koukihozi/index.html>>をご覧ください。

| 番号 | 問題 | 正解 | 解説 |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 発注担当職員とは発注事務を担当する職員で、入札契約段階の関連事務を担当する職員と支払事務等を担当する職員のことである。 | × | 発注事務の範囲は、入札契約段階の事務だけでなく、入札及び契約に係る企画・立案の段階から、資格審査、設計、積算、契約の締結、監督、履行状況の確認、検査、評価、契約書に基づく支払事務等の段階まで、測量作業等の発注に係る関連事務を含む広い範囲を対象としています。また、発注事務を担当する管理監督者はもちろん、発注の判断に関与する決裁者及び決裁において経由する者も含まれます。《規程第2条第3項、マニュアル5頁》 |
| 2 | 発注担当職員は、発注事務を担当する職員同士の間においても、自分が担当する発注事務に関する秘密を教示・示唆することは禁じられている。 | ○ | 発注担当職員は、職務上知り得た発注事務に関する秘密を保持することが責務であり、発注事務を担当する職員同士の間であっても、自分が担当する発注事務に関する秘密について、当該事務を担当していない他の発注事務担当職員に教示・示唆することは許されません。《規程第4条第1項、マニュアル12～13頁》 |
| 3 | 発注事務の打ち合わせにきた事業者との対応については、受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応することが原則であるが、これによることができない場合は、事前に所属長等の承諾を得なければならない。 | ○ | 担当職員は事業者等と接するときは、公平かつ適正に行い、一部の事業者等を差別的に取り扱ってはならず、事業者との応接にあたっては、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員で対応するものとされています。なお、原則による対応ができない場合は、事前に所属長等の承諾を得て行うこととしています。事業者等との応接は、国民の疑惑や不信を招かないよう必要最小限にとどめ、また、適切な場所と適切な方法で行うことが重要です。《規程第5条、マニュアル15～18頁》 |
| 4 | 測量作業の受注者である測量会社の営業社員が、契約書に基づく提出書類を持参し来訪した。一人で対応しても問題はないと思い、受付カウンターで受領した。 | ○ | 契約に基づく提出書類を単に受領するような場合であって、かつ受付カウンター等のオープンな場所であれば、所属長の包括的な承諾があったものとして差し支えありません。しかしながら、オープンスペース以外での受領は、国民の疑惑を招く恐れがありますので、行わないこととしてください。《規程第5条、マニュアル17頁Q3》 |
| 5 | 職員に対する要求行為が「不当な働きかけ」に該当するおそれがあると気づき、事業者が要求を取り消した場合は、「不当な働きかけ」には該当しない。 | ○ | 職員が、事業者等に対して「不当な働きかけ」に該当すること又はおそれがあることを伝えたこと等により、事業者等が気付いて発言等を取り消した場合には、「公正な職務の執行を損なうおそれ」のある要求には当たらず、「不当な働きかけ」には該当しないものと考えられます。なお、念のため、事実については上司に報告してください。《規程第2条第6項、マニュアル8頁Q4》 |
| 6 | 上司である係長が公表前の発注計画を、特定の業者に情報提供していたのを目撃した。係長の行為は発注者綱紀保持規程に抵触すると思い、発注者綱紀保持担当者に電話で報告をした。 | × | 職員は発注事務に関し、発注者綱紀保持規程に抵触すると思料する事実を確認したときは、発注者綱紀保持担当者(適正業務管理官)に報告することとなっていますが、報告は、通報内容の正確性や確実な受領を行うため、メール、FAX、持参又は郵送のいずれかの方法で所定の報告書により書面で提出することとしています。なお、正当に当該報告を行ったことによって不利益な取り扱いを受けることはありません。また、外部窓口(発注者綱紀保持担当弁護士)を経由して報告をする場合は、報告職員の氏名等が明らかにならないような措置が講じられた上で、発注者綱紀保持担当者に回付されることになっています。《規程第6条第2項、マニュアル21頁、28頁》 |
| 7 | 事業者等から不当な働きかけを受けたので、応じられない旨の返答をした。この場合、併せて相手方にこのような働きかけについては、記録、公表される旨も必ず伝えなければならない。 | × | 職員は、不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、その者に対して、応じられない旨及び当該不当な働きかけが記録、公表されるものとなる旨を伝えるよう努めることとしています。例えば、不当な働きかけを一時的に要求し、職員の説明を聞かず立ち去る場合等、不当な働きかけが行われた状況や方法によっては、相手方に記録、公表されることを伝えることが不可能なケースもあるため努力義務となっています。《規程第12条第1項、マニュアル34頁Q1》 |
| 8 | 入札談合等関与行為防止法(通称:官製談合防止法)における「入札談合等関与行為」とは、①談合の明示的な指示、②受注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏えい、④特定の談合の幫助の4類型をいう。 | ○ | 官製談合防止法第2条第5項において、国の職員が入札談合等に関与する行為であって、4つのいずれかに該当するものを「入札談合等関与行為」と規定しています。《令和5年度講演会資料14～18頁参照》 |
| 9 | 職員が事業者へ未公表の予定価格等の情報を教示しても、結果として、事業者間で入札談合行為が行わなければならない。職員は官製談合防止法違反として刑事罰に問われることはない。 | × | 官製談合防止法違反となる関与行為は、事業者側で入札談合が行われ(独占禁止法違反)、その入札談合に発注者側の職員が関与した場合に認定されます。《官製談合防止法第2条》ただし、事業者側で入札談合が行われていない場合でも、職員により入札等の公正を書すべき行為(特定の事業者への予定価格の漏えい等)が行われれば、官製談合防止法違反となり刑事罰が科される場合があります。《官製談合防止法第8条》 |
| 10 | 官製談合事件では、談合に関わった企業だけでなく、入札談合等関与行為が認められた職員に対しても、損害賠償が求められることがある。 | ○ | 官製談合防止法では、各省各庁の長は、入札談合等関与行為を行った職員に対して、賠償責任の有無等を調査のうえ、故意又は重大な過失により損害を与えたとき、当該職員に対し、速やかに損害の賠償を求めるとされています。《官製談合防止法第4条第5項》通常は、独占禁止法違反を認定された事業者との連帯債務として請求されると考えられ、この場合、当該職員の責任割合は当事者間の問題となります。 |

令和5年度 国家公務員倫理法・倫理規程セルフチェック結果

- 実施期間 令和5年6月12日(月)～6月23日(金)
- 対象者 全職員(非常勤職員を含む)
- 回答者数 718名 【回答率 100% (長期休業者等除く)】
- 設問毎の正答率

| 設問 | 問1 | 問2 | 問3 | 問4 | 問5 | 問6 | 問7 | 問8 | 問9 | 問10 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 正解者 | 506 | 711 | 194 | 564 | 606 | 672 | 644 | 586 | 333 | 704 |
| 正答率 | 70.5% | 99.0% | 27.0% | 78.6% | 84.4% | 93.6% | 89.7% | 81.6% | 46.4% | 98.1% |



■正答率が低かった問題

| 番号 | 問 題 | 正解者 | 正答率 |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------|
| 3 | これまで利害関係者であった民間企業の従業員が、他の部門に異動した場合、異動後の業務内容にかかわらず、異動後3年間は利害関係者とみなされる。 | 194名 | 27.0% |
| 9 | 契約の関係で利害関係者に該当するOBと釣り釣りに行った。当日は、道具一式は自前の物を使用するなど、OBに費用を負担してもらったものはなかったことから、倫理規程の禁止行為には当たらない。 | 333名 | 46.4% |

※ 全問題、正解及び解説につきましては、別紙を御覧ください。

なお、今回の問題は、国家公務員倫理審査会「倫理法・倫理規程セルフチェックシート」からの抜粋です。

<https://www.iinri.go.jp/rinri/check/main.html>

○解説の中で、「法」とは国家公務員倫理法を、「規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

| 番号 | 正解 | 問題と解説 | |
|----|----|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | × | 問題 | 利害関係者の家族が亡くなった場合、香典を出すことは問題ないが、それに対する香典返しは、どのようなものであれ、受け取ることはできない。 |
| | | 解説 | 利害関係者に対して香典を出すことは問題ありませんし、香典返しについても、一般的な範囲内のもの(半返し程度)であれば受け取ることができます。(規程第3条第1項第1号) |
| 2 | × | 問題 | 非常勤職員は、常勤職員とは異なり、倫理法・倫理規程の適用対象とはならない。 |
| | | 解説 | 法・規程の適用対象となる「職員」は、国家公務員法に規定する一般職に属する国家公務員(委員、顧問、参与等で常勤を要しないものを除く。)とされており(法第2条第1項)、非常勤職員であっても、諮問的な官職である委員、顧問、参与などを除けば、法・規程の適用対象となります。 |
| 3 | × | 問題 | これまで利害関係者であった民間企業の従業員が、他の部門に異動した場合、異動後の業務内容にかかわらず、異動後3年間は利害関係者とみなされる。 |
| | | 解説 | 職員が異動した場合、異動前のポストの利害関係者は異動後3年間は利害関係者とみなされますが(規程第2条第2項)、職員の利害関係者である民間企業の従業員が他の部門に異動した場合には、このような取扱いはありません。したがって、当該従業員の異動先が職員の所掌事務とは関係しない部門である場合には、原則として利害関係者とはなりません。 |
| 4 | ○ | 問題 | 利害関係者が主催するものであっても、多くの人が出席する立食パーティーならば、飲食の提供を受けても問題ない。 |
| | | 解説 | 多数の者(20名以上)が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食の提供を受けることは、禁止行為の例外として認められています。(規程第3条第2項第6号) これは、多数の者が出席する立食パーティーのように、多数の出席者から見られている中で利害関係者から飲食物の提供を受けたとしても、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと考えられることから認められているものです。なお、着席して行われる会食であっても、座席が指定されておらず、人数も極めて多いような場合には、立食パーティーに準ずるものとして認められる場合があります。 |
| 5 | × | 問題 | 利害関係者から無利子又は著しく低い利率で金銭の貸付を受けることは禁じられているが、通常一般の利子を支払うのであれば、利害関係者から金銭の貸付を受けることは認められる。 |
| | | 解説 | 利害関係者から金銭の貸付を受けることは、通常一般の利子を払うとしても認められません。(規程第3条第1項第2号) ただし、銀行等の金融機関が利害関係者に該当する場合については、一顧客として通常の利子を払う場合に限り、金銭の貸付を受けることが認められます。 |

国家公務員倫理法・倫理規程セルフチェックシート

別紙

2023年6月

○解説の中で、「法」とは国家公務員倫理法を、「規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

| 番号 | 正解 | 問題と解説 | |
|----|----|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6 | × | 問題 | 無償で利害関係者から物品を借りることは禁止されているので、仕事で利害関係者を訪問したときも、ボールペン1本であっても借りることは認められない。 |
| | | 解説 | 職務として利害関係者を訪問した際、当該職務を円滑に進める上で必要であり、かつ、軽微又は問題のないと認められる程度の便宜の供与を受けることは認められています。ここで認められているものとしては、文房具などの事務用物品、ヘルメットや防護服などの借用のほか、電話やファックスの使用も含まれています。(規程第3条第2項第3号) |
| 7 | × | 問題 | 利害関係者に該当しない企業の社員から、定期的に食事に誘われ、会計の際、自分の飲食費を払おうとしても、必ず断られてしまうことから、結果的に毎回飲食費を負担してもらっている。このようなことは極力控えた方が望ましいが、利害関係者ではないので、倫理規程上問題となることはない。 |
| | | 解説 | 利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待等を受けることは、禁止されています。(倫理規程第5条第1項) |
| 8 | × | 問題 | 利害関係者に対し、当該利害関係者が一般に広く頒布しているカレンダーを、自分の友人にプレゼントしてほしいと依頼する行為は、カレンダーが宣伝用物品に当たることから、倫理規程違反とはならない。 |
| | | 解説 | 職員が利害関係者に働きかけ、職員本人ではなく第三者に倫理規程第3条第1項第1号から第8号までに規定されている禁止行為をさせることは禁止されています(倫理規程第3条第1項第9号)。このことについては、広く一般に配布される宣伝用物品や記念品の贈与を受けること、多数の者が出席する立食パーティーで飲食の提供を受けることなど、利害関係者から職員本人への行為であれば例外として認められるような行為であっても認められていません。 |
| 9 | ○ | 問題 | 契約の関係で利害関係者に該当するOBと魚釣りに行った。当日は、道具一式は自前の物を使用するなど、OBに費用を負担してもらったものはなかったことから、倫理規程の禁止行為には当たらない。 |
| | | 解説 | 利害関係者と共に「釣り」に行くことは、一般的に供応接待の手段とは考えられておらず、国民の疑惑や不信を招くおそれは少ないことから、テニスや登山と同様、倫理規程上の禁止行為として規定されていません。 なお、釣り自体は、倫理規程第3条第1項第8号の旅行とは解されませんが、行き先やその行程、行程を共にする利害関係者の人数等によっては同号の禁止行為となる場合もありますので、注意が必要です。 |
| 10 | × | 問題 | 職員が、倫理法等に違反すると疑われる行為を確認した場合の対応方法として、上司への相談や各府省等の倫理事務担当者への相談があげられるが、倫理審査会や各府省等に対する通報制度の整備はまだまだ行われていない。 |
| | | 解説 | 現在、すべての府省等及び倫理審査会に通報窓口が設置されており、多くの府省等では弁護士等による外部窓口も併せて設置しています。 各府省等及び倫理審査会では、電話、郵送、メール、面談いずれの手段によっても国家公務員の倫理に反すると疑われる行為に関する情報を広く受け付けています。 通報は匿名でも受け付けています。通報者の個人情報は窓口限りでとどめられるなど、個人情報の秘匿は厳守されています。 また、通報した職員に対して不利益な取扱いをしてはならないことが倫理規程第14条第4号に定められていますので、積極的に通報窓口をご活用ください。 【国家公務員倫理審査会の相談・通報窓口(公務員倫理ホットライン)】 https://www.jinji.go.jp/rinri/tuuho/tuuho.html |

令和5年5月23日

事例で学ぶコンプライアンス

令和5年度国土地理院コンプライアンス推進計画に基づき、不祥事・不正行為等の具体的な事例について情報提供しますので、各部（センター）における定例会議等で紹介していただき、職員の綱紀保持に関する意識の向上に役立ててください。

※不祥事等の概要は新聞報道等より抜粋しております。

◆不祥事等の概要

- ① 四国地方整備局は3月28日、勤務中に飲酒を繰り返したとして、高知県内の事務所に所属する係長級の男性職員（51）を減給10分の1（6か月）の懲戒処分にした。
発表では男性職員は昨年5～7月、勤務時間中に事務所を抜け出し、飲酒行為を計8回繰り返した。職場でふらついていたのを上司が確認し発覚。同局による調査後の同11月にも、昼休み中に飲酒していたという。
- ② 四国地方整備局は3月28日、大麻を使用したとして、10代の男性職員を停職6か月の懲戒処分にしたと発表した。
発表によると、男性職員は昨年5月、自宅の官舎を訪れた知人男性に勧められて大麻を使った。使用後の体調の異変が収まらないことに不安を感じ、隣の部屋の職員に助けを求めたことで発覚。家庭裁判所に送致され、同12月27日付で不処分となった。
- ③ 通勤途中の電車で女子高校生のスカート内をスマートフォンで盗撮したとして、群馬県警館林署は5月11日、県迷惑防止条例違反の疑いで、国土交通省関東地方整備局渡良瀬川河川事務所の職員の男（49）を逮捕した。
逮捕容疑は東武伊勢崎線の下り電車内で、前の座席に座っていた埼玉県に住む女子高校生のスカート内を盗撮した疑い。同署によると容疑を認めており、容疑者の同意を得て携帯電話を確認したところ、動画が残っていた。

○啓発のポイント

国家公務員法(第99条)

「職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」

公務に対する信用を確保するために、職員一人ひとりが全体の奉仕者としての使命感を高く持ち、常日頃から自らを律する必要があります。また、国家公務員が非違行為を行うことは、職員本人はもとより、職員が所属する職場に対する信頼を損ね、更には公務全体の信用を失うことになりかねません。

なお、信用失墜行為には、職務上の行為だけではなく、勤務時間外の私生活上の行為も含まれます。

＜懲戒処分の指針（標準例）＞

- ① 勤務態度不良
勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。
- ② 麻薬等の所持等
麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした職員は、免職とする。

③ 盗撮行為

公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けていない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした職員は、停職又は減給とする。

令和5年11月21日

事例で学ぶコンプライアンス

令和5年度国土院コンプライアンス推進計画に基づき、不祥事・不正行為等の具体的な事例について情報提供しますので、各部（センター）における定例会議等で紹介していただき、職員の綱紀保持に関する意識の向上に役立ててください。

※不祥事等の概要は新聞報道等より抜粋しております。

◆不祥事等の概要

兵庫県道路公社が発注した公共工事の入札情報を漏らしたとして、官製談合防止法違反の疑いで、道路管理事務所の保全課職員が9月30日に逮捕された。逮捕容疑は、不正な情報をもとに工事を落札したとして公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕された土木建設会社の取締役等と共謀し、今年3月、姫路市と朝来市を結ぶ連絡道路の維持修繕工事に絡む競争入札で、工事価格などを漏洩し、公正な入札を妨害したなどとされている。

また、同職員は、昨年4月から今年9月ごろ、便宜を図った謝礼などと知りながら、飲食店や高級クラブでの接待、ホテル代等、計57回にわたり約86万円相当の飲食接待などを受けたとして、10月21日に収賄の容疑で再逮捕された。

◆啓発のポイント

①入札談合等関与行為

「入札談合等関与行為」とは国等の職員が入札談合等に関与する行為であって、次の4つの類型に該当するものをいいます。（入札談合等関与行為防止法第2条第5項）

- ・ 談合の明示的な指示
事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。
- ・ 受注者に関する意向の表明
特定の事業者の指名又は希望する意向を予め教示、又は示唆すること。
- ・ 受注に係る秘密情報の漏洩
事業者等が入札談合等を行うことが容易となる情報で秘密として管理されているものを、特定の者に教示、又は示唆すること。
- ・ 特定の談合の幫助
入札談合等を容易にする目的で特定の者を指名し、又はその他の方法により入札談合等をほう助すること。

＜懲戒処分の指針（標準例）＞

入札談合等に関与する行為

国が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は、免職又は停職とする。

② 供給接待

利害関係者との間において、以下の行為が禁止されています。（国家公務員倫理規程第3条）

- 利害関係者から金品等の贈与を受けること。
- 利害関係者から金銭の貸付けを受けること。
- 利害関係者から無償で物品等の貸付けや役務の提供を受けること。
- 利害関係者から未公開株式を譲り受けること。
- 利害関係者から供給接待を受けること。
- 利害関係者と共に遊技・ゴルフや旅行をすること。
- 利害関係者に要求して第三者に対して上記の行為をさせること。

<国家公務員法（第82条）>

職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

（参考）

収賄罪（刑法第197条）

公務員が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、7年以下の懲役に処する。

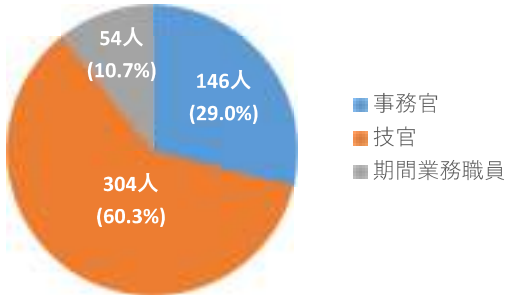
③ その他

事案によっては、報道により氏名・住所が公表されることから、本人のみならず家族などにも大きな影響を与えることがある。

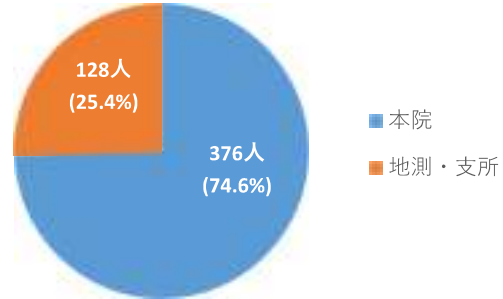
令和5年度 コンプライアンス意識及び取組に関するアンケート実施状況

- 1. 実施期間 令和5年12月6日（水）～15日（金）
- 2. 回答者数 504名【回答率：71.7%】
- 3. 実施方法 Microsoft Forms

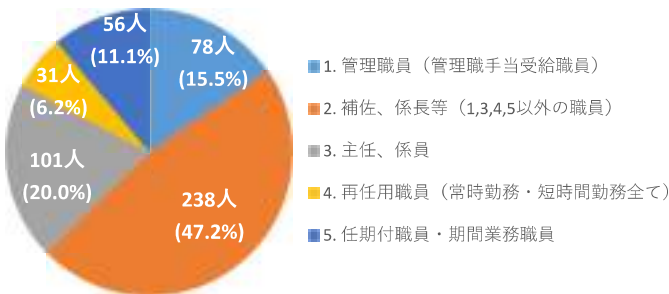
(1) あなたの官職を教えてください。



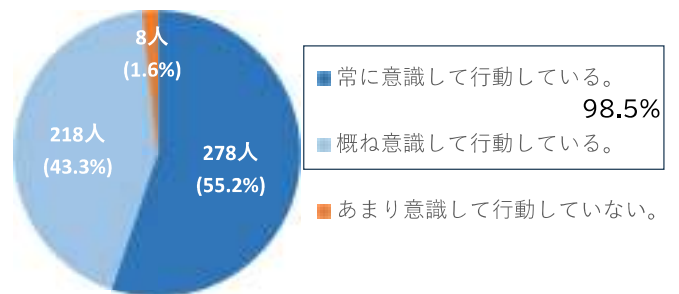
(2) あなたの所属を教えてください。



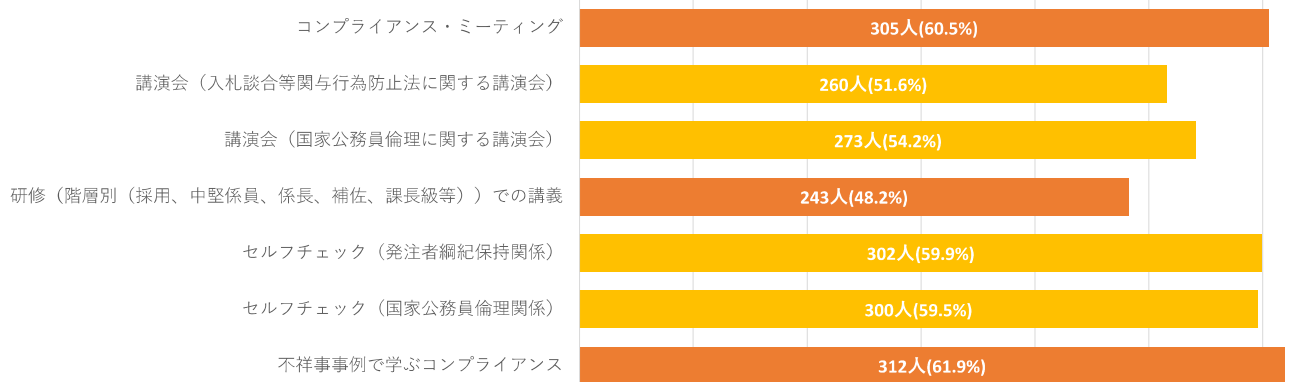
(3) あなたの役職を教えてください。



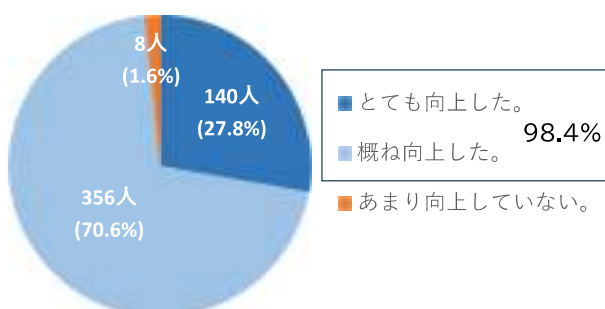
(4) あなたは、常日頃からコンプライアンスを意識して行動していますか。



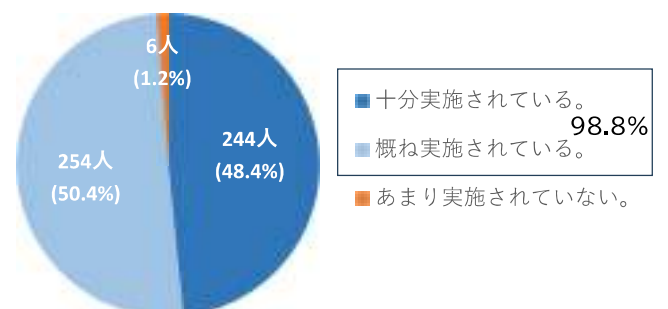
(5) コンプライアンスの推進に向けた取組の中で、有効な（今後も継続して実施すべき）取組と思うものを「全て」選んでください。（複数回答）



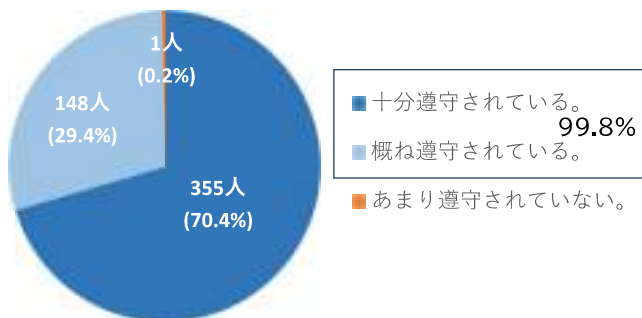
(6) あなたは、コンプライアンスの推進に向けた取組（Q5参照）を実施することで、コンプライアンスの意識が向上しましたか。



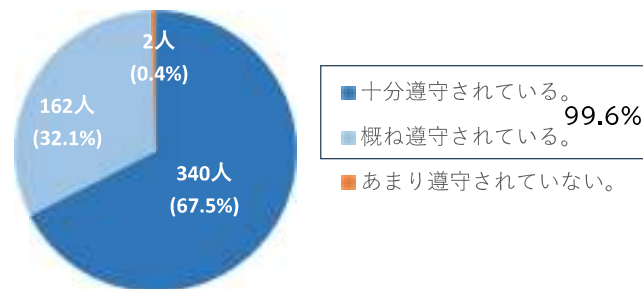
(7) あなたは、コンプライアンスに向けた取組が、十分実施されていると思いますか。



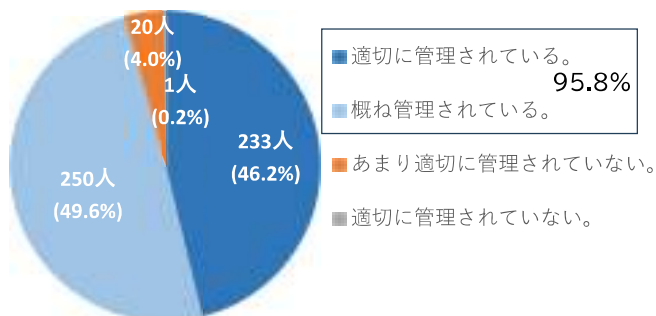
(8) あなたの職場では、発注者綱紀保持規程が遵守されていると思いますか。



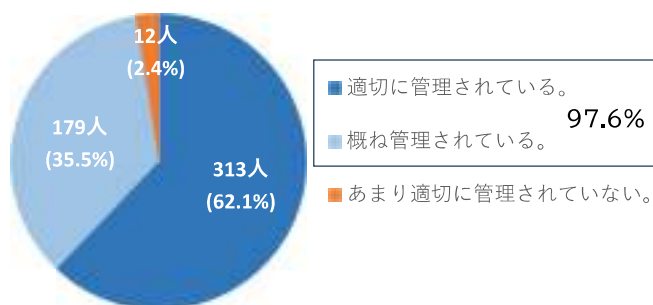
(9) あなたの職場では、公務員倫理規程が遵守されていると思いますか。



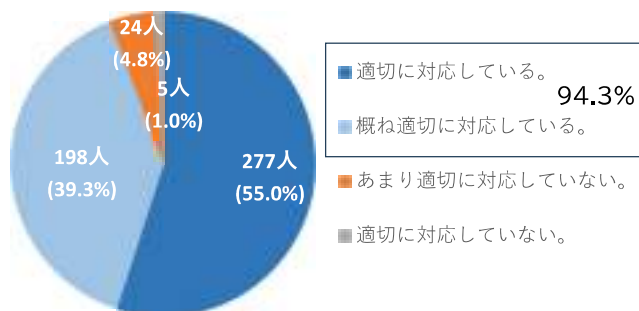
(10) あなたの職場では、公文書が適切に管理されていると思いますか。



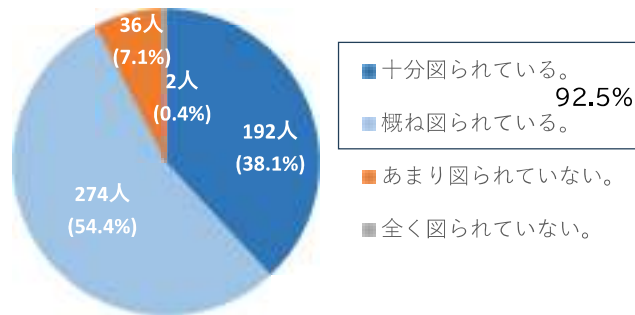
(11) あなたの職場では、個人情報適切に管理されていると思いますか。



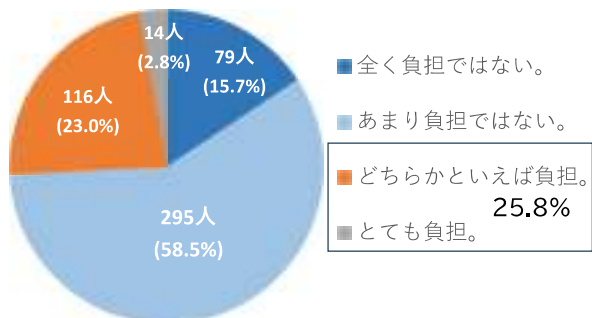
(12) あなたの職場では、ハラスメントの防止対策について適切に対応していると思いますか。



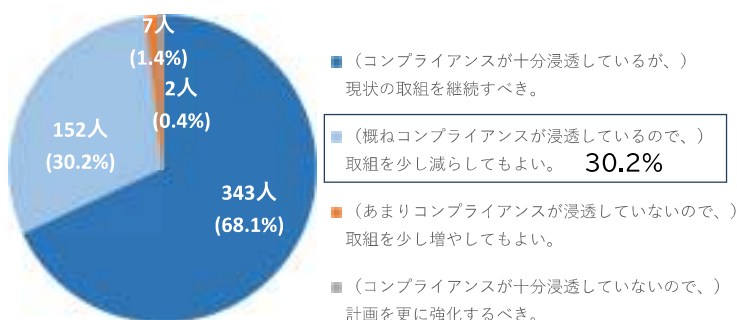
(13) あなたの職場は、円滑なコミュニケーションが図られていると思いますか。



(14) あなたは、コンプライアンスの推進に向けた取組（Q5参照）が負担であると感じますか。



(15) あなたは、今後のコンプライアンス推進に向けた取組について、どのように進めるべきと思いますか。





本文へ 総合トップへ 文字サイズ変更 標準 拡大 ENGLISH

サイトマップ

国土地理院について

位置の基準・測量情報

地図・空中写真・地理調査

防災・災害対応

GIS・国土の情報

申請

[地理院ホーム](#) > [発注者綱紀保持](#)

発注者綱紀保持

事業者等の皆様へ

国土交通省においては、これまで談合等の不正行為を排除するため様々な取り組みを行ってまいりましたが、平成17年5月の直轄鋼橋上部工事の発注における大規模な談合事件の発生を踏まえ、平成17年7月に「入札談合の再発防止対策」が取りまとめられました。また、平成19年3月に、国土交通省発注の水門設備工事に関して、公正取引委員会より国土交通省に対し、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（官製談合防止法）」に基づく改善措置の要求を受けたことを深刻に受け止め、「当面の入札談合防止対策」が取りまとめられ、入札談合の防止に全力で取り組んでいるところです。しかしながら、高知県内における国土交通省発注の土木工事に関し、職員が入札関連情報を漏洩したとして、平成24年10月に、公正取引委員会から官製談合防止法に基づく改善措置要求がありました。

このため、公正取引委員会から、省全体として入札談合等関与行為の再発を確実に防止するために効果的な改善措置を講ずるよう求める「要請」も受けているところです。

国土地理院では、平成20年3月に「国土地理院発注者綱紀保持規程」を制定し、さらに職員向けに「国土地理院発注者綱紀保持マニュアル」を作成するなど、全ての職員に向けて、発注事務全般に係る関係法令の遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図り、国民の信頼を確保できるよう努めているところです。

具体的には、「事業者等との応接に当たっては、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員で対応すること。（第5条）」、「不当な働きかけへの対応については、入札への参加要求、予定価格などの情報漏洩要求等の不当な働きかけがあった場合、その内容を公表する。（第12条）」、「執務室については、秘密の漏洩の防止を図るため、掲示等により執務室への自由な出入りが制限されている旨を周知すること。（第13条）」などの取組を行っています。

また、今般の事案を踏まえ、平成25年4月からは、コンプライアンスの推進強化のため平成19年6月に設置した「国土地理院発注者綱紀保持委員会」を発展的に改組し「国土地理院コンプライアンス推進本部」及び「国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会」を設置し、発注事務に係る綱紀保持のみならず、コンプライアンス全般につきまして、一層の推進に努めてまいります。

事業者等の皆様におかれましても、国土地理院における発注者綱紀保持対策の取り組みについて、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

《国土地理院発注者綱紀保持規程等》

[国土地理院発注者綱紀保持規程【PDF:128KB】](#)

[国土地理院発注者綱紀保持マニュアル【PDF:604KB】](#)

《国土地理院コンプライアンス推進計画》

[令和5年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:176KB】](#)

[令和4年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:161KB】](#)

[令和3年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:202KB】](#)

[令和2年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:160KB】](#)

[平成31年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:154KB】](#)

[平成30年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:141KB】](#)
[平成29年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:139KB】](#)
[平成28年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:138KB】](#)
[平成27年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:128KB】](#)
[平成26年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:100KB】](#)
[平成25年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:96KB】](#)

《国土地理院コンプライアンス報告書》

[令和4年度国土地理院コンプライアンス報告書【PDF:3758KB】](#)
[令和3年度国土地理院コンプライアンス報告書【PDF:2170KB】](#)
[令和2年度国土地理院コンプライアンス報告書【PDF:3805KB】](#)
[令和元年度国土地理院コンプライアンス報告書【PDF:4222KB】](#)
[平成30年度国土地理院コンプライアンス報告書【PDF:8260KB】](#)
[平成29年度国土地理院コンプライアンス報告書【PDF:2840KB】](#)
[平成28年度国土地理院コンプライアンス報告書【PDF:3450KB】](#)
[平成27年度国土地理院コンプライアンス報告書【PDF:2560KB】](#)
[平成26年度国土地理院コンプライアンス報告書【PDF:259KB】](#)
[平成25年度国土地理院コンプライアンス報告書【PDF:191KB】](#)

《国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会》

[令和4年度国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会議事録【PDF:140KB】](#)
[令和3年度国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会議事録【PDF:109KB】](#)
[令和2年度国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会議事録【PDF:60KB】](#)
[令和元年度国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会議事録【PDF:64KB】](#)
[平成30年度国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会議事録【PDF:92KB】](#)
[平成29年度国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会議事録【PDF:92KB】](#)
[平成28年度国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会議事録【PDF:105KB】](#)
[平成27年度国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会議事録【PDF:104KB】](#)
[平成26年度国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会議事録【PDF:90KB】](#)

連絡・問合せ先

国土地理院適正業務管理官(発注者綱紀保持担当者)

電話:029-864-1111(内2127)

[| 地理院ホームへ |](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、以下のページからダウンロードしてください。

[Adobe Reader ダウンロードページ\(新規ウィンドウ表示\)](#)

[リンク集](#) [個人情報保護](#) [プライバシーポリシー](#) [リンク・利用規約](#) [ウェブアクセシビリティの取り組み](#)

国土交通省国土地理院 (国土交通省法人番号2000012100001)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番 電話:029-864-1111(代表) FAX:029-864-1807 [アクセス情報](#)・[地図](#)

Copyright. Geospatial Information Authority of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

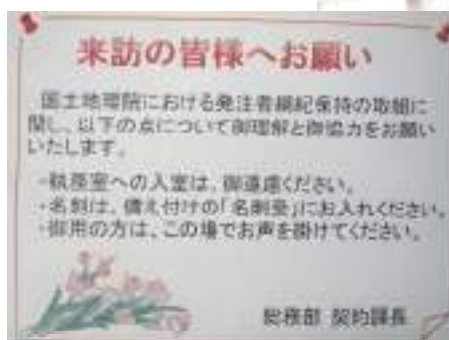
事業者等の皆様へお知らせ

発注者綱紀保持にご協力願います。

国土地理院では、関係法令の遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう、発注事務に係る綱紀保持に努めています。事業者の皆様には、御理解と御協力をお願いします。

【具体的な発注者綱紀保持の取組】

- ◆ 事業者等との応接方法（規程第5条）
原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応しています。
- ◆ 事業者等からの働きかけの対応（規程第12条）
事業者等から不当な働きかけを受けたときは、記録・公表されます。
- ◆ 執務環境の整備（規程第13条）
秘密漏えいの防止を図るため、執務室への自由な出入りが制限されています。



入室制限の掲示



オープンな場所での打合せスペース

詳しくは国土地理院ホームページの「発注者綱紀保持」をご覧ください。

<https://www.gsi.go.jp/soumu/tyuui.htm>

※職員による入札等に関する不当な行為を確認した場合は、下記担当者まで連絡をお願いします。

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
TEL 029-864-1111 (内2127)
(担当 適正業務管理官)

国土地理院発注者綱紀保持規程(抜粋)

平成20年3月制定 国地達第7号

(最終改正: 令和元年6月)

(秘密の保持)

第4条 発注担当職員は、落札前において、予定価格及び競争参加業者名その他の発注事務に関する秘密を保持しなければならない。当該発注事務に係る発注担当職員(当該秘密を知るべき者に限る。)でない職員その他の者にこれを教示若しくは示唆をし、又は発注事務の目的以外の目的のために利用してはならない。

2 発注担当職員は、発注事務の必要上庁舎外の他の発注事務を担当する部署に送付する場合を除き、秘密に関する書類(その写し及び記録媒体を含む。)を庁舎外に持ち出し、送付(電磁的方法によるものを含む。)をし、その他これに類することを行ってはならない。ただし、やむを得ない理由があるものとして所属長等(本院にあっては課長又は室長、地方測量部にあっては次長又は課長、支所にあっては支所長をいう。以下同じ。)の承諾を得た場合は、この限りでない。

(事業者等との応接方法)

第5条 発注担当職員は、事業者等と接するときは、公平かつ適正に行い、一部の事業者等を差別的に取り扱ってはならない。

2 発注担当職員は、事業者等との応接に当たっては、国民の疑惑や不信を招かないようこれを行い、必要最小限にとどめるものとする。この場合においては、原則、受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応し、これによることができない場合は事前に所属長等の承諾を得るものとする。

(不当な働きかけに対する対応)

第12条 職員は、第2条第6項に規定する不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、その者に対して、応じられない旨及び当該不当な働きかけが記録、公表されるものとなる旨を伝えるよう努めるものとする。

2 ~ 6 (略)

7 院長は、第3項の規定による報告書に記載された事項のうち、件名、不当な働きかけの内容及び対応状況については、随時又は定期的に公表するものとする。

(執務環境の整備等)

第13条 院長は、測量作業等における仕様書及び設計書の作成を担当する課又は室(第2号において「担当課室」という。)の執務室(第1号において単に「執務室」という。)について、次に掲げる事項の実施その他の秘密の漏洩の防止を図るために必要な措置を講じるものとする。

- 一 掲示等により執務室への自由な出入りが制限されている旨を周知すること
- 二 担当課室の発注担当職員が事業者等と応接するための受付カウンターその他の場所を確保すること